



日田市 都市計画マスタープラン

Hita City Planning Master Plan

中間見直し
概要版

令和8年3月
大分県日田市

目次

第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは..... 1
2. 位置づけと役割 1

第2章 まちづくりの目標

1. 計画の体系..... 2
2. 将来のあるべき都市像 3
3. まちの課題..... 5
4. まちづくりの基本方針 7

第3章 全体構想

1. 土地利用の方針 9
2. 交通体系の方針 11
3. 公園緑地の方針 13
4. 都市施設の方針 15
5. 景観の方針..... 15
6. 防災の方針..... 15
7. その他の方針 15

第4章 地区別構想

- | | |
|---------------|----------------|
| ①咸宜地区..... 17 | ⑪西有田地区..... 27 |
| ②桂林地区..... 18 | ⑫東有田地区..... 28 |
| ③日隈地区..... 19 | ⑬小野地区..... 29 |
| ④若宮地区..... 20 | ⑭大鶴地区..... 30 |
| ⑤三芳地区..... 21 | ⑮夜明地区..... 31 |
| ⑥高瀬地区..... 22 | ⑯前津江地区..... 32 |
| ⑦五和地区..... 23 | ⑰中津江地区..... 33 |
| ⑧光岡地区..... 24 | ⑱上津江地区..... 34 |
| ⑨朝日地区..... 25 | ⑲大山地区..... 35 |
| ⑩三花地区..... 26 | ⑳天瀬地区..... 36 |

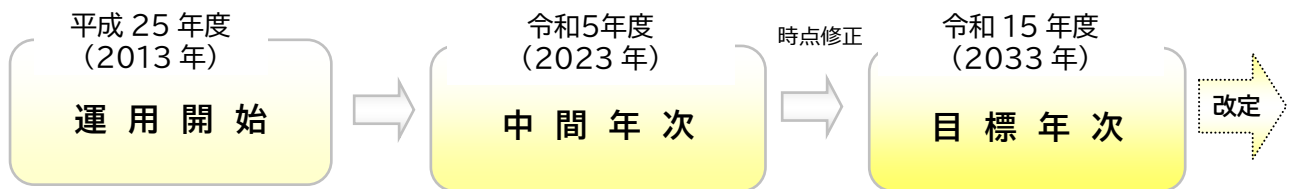
第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは

- ◆ 都市計画法第18条の2に基づき「**市町村の都市計画に関する基本的な方針**」を示すものです。
- ◆ 市民の皆さんの意見を反映しながら、「**日田市における将来の都市像**」の方向性を示すことで、地域ごとの課題に応じた都市施設の整備方針等を定めます。
- ◆ 土地の利用方法や道路・公園・上下水道等の施設整備の目標に加え、自然環境や景観、防災等に関する現況や動向を考慮した「**長期的なまちづくりの基本構想**」です。

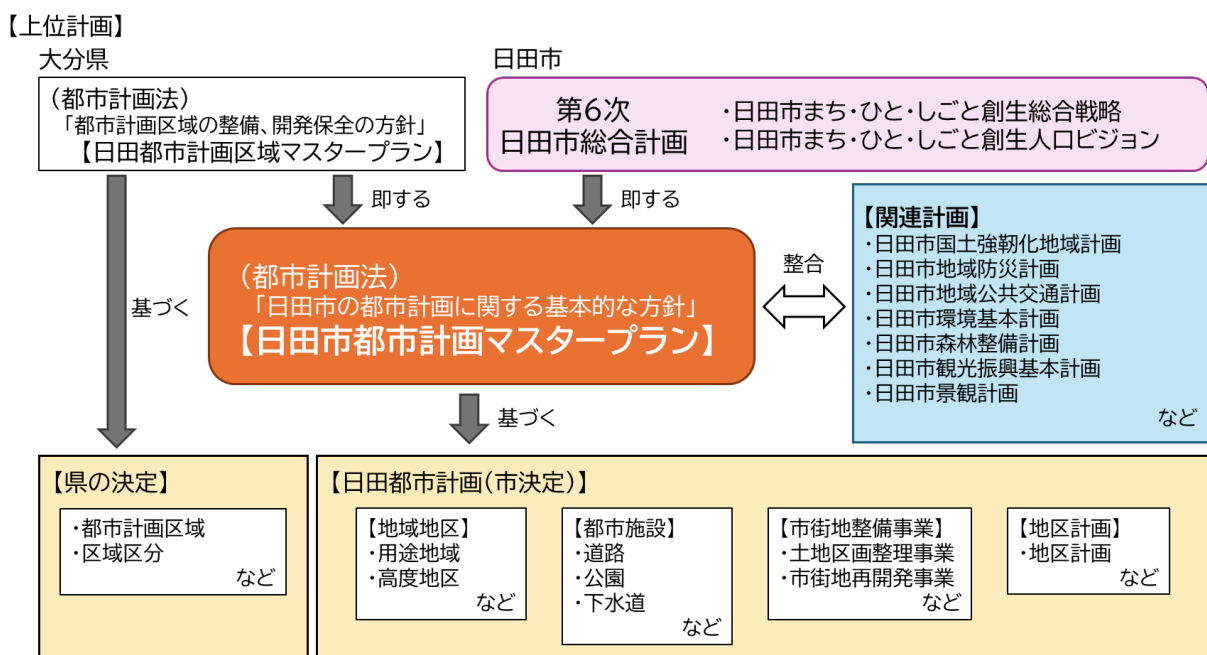
2. 位置づけと役割

都市計画マスタープランは日田市全域を対象として定めますが、土地利用やまちづくりの骨格となる施設整備等は「**長期的な視点に立って計画する必要がある**」ことから、おおむね20年後の「あるべき姿」を描くことを目標として、『令和15(2033年)』までの計画とします。



都市計画マスタープランは、まちづくりの最上位計画である『第6次日田市総合計画』や大分県が広域的な観点から計画する『日田都市計画区域マスタープラン』に即して定めます。

地域強靱化の観点から各種計画の指針となる「日田市国土強靱化地域計画」や地域の実態に即した持続可能な公共交通ネットワークを構築するための基本的な方針等を示す「日田市地域公共交通計画」など、各種関連計画との整合を図ります。



▲ 都市計画マスタープランの位置づけ

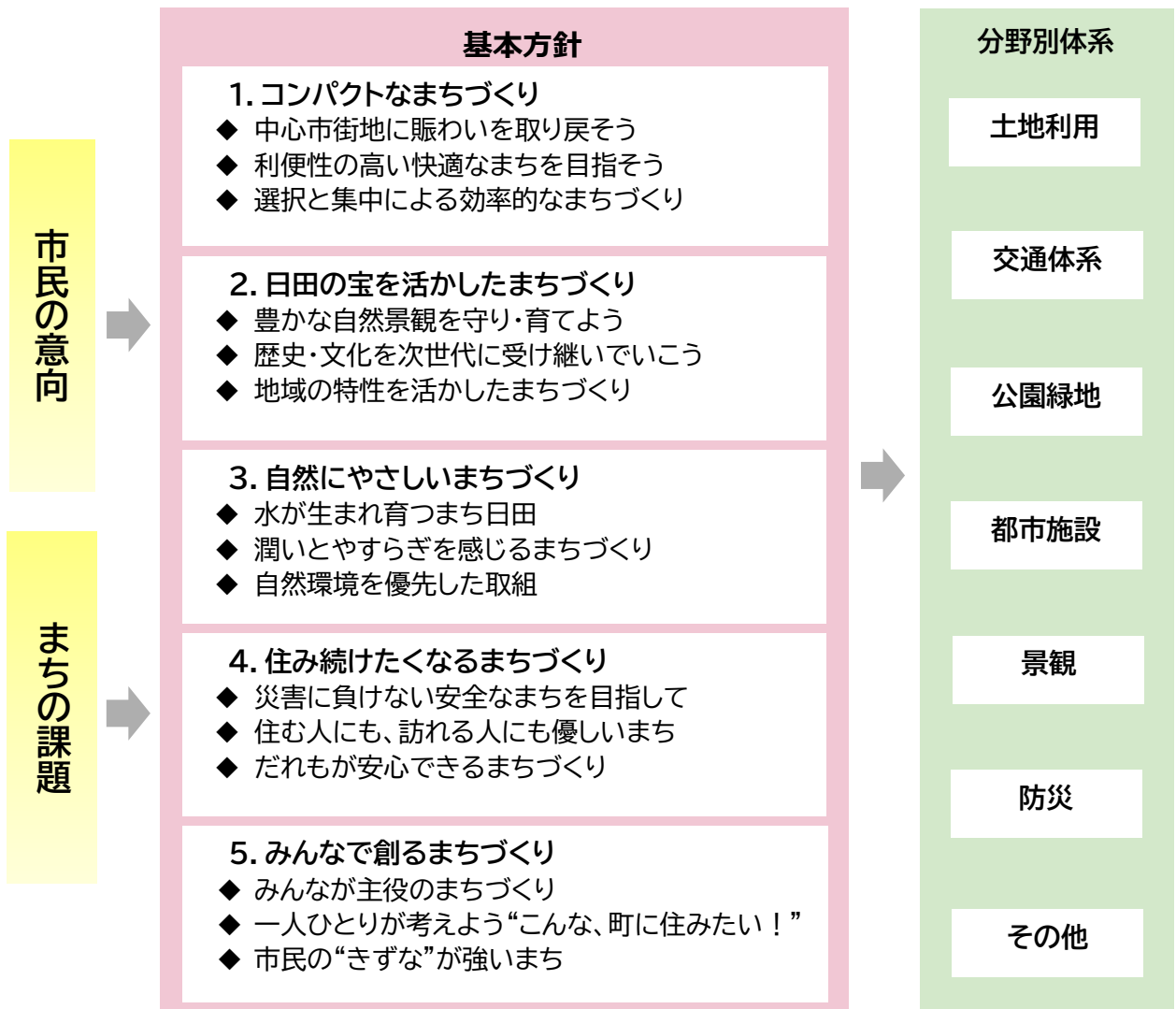
第2章 まちづくりの目標

1. 計画の体系

第6次日田市総合計画 日田市の将来像『ともにつくる 一人ひとりが主役のひた』

都市の将来像

『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』



この都市の将来像は、日田市を象徴する『水』や『緑』と共生していく『人』の多様な関わり合いのなかで生み出された歴史・文化を守り育て、市民が、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して定めたものです。

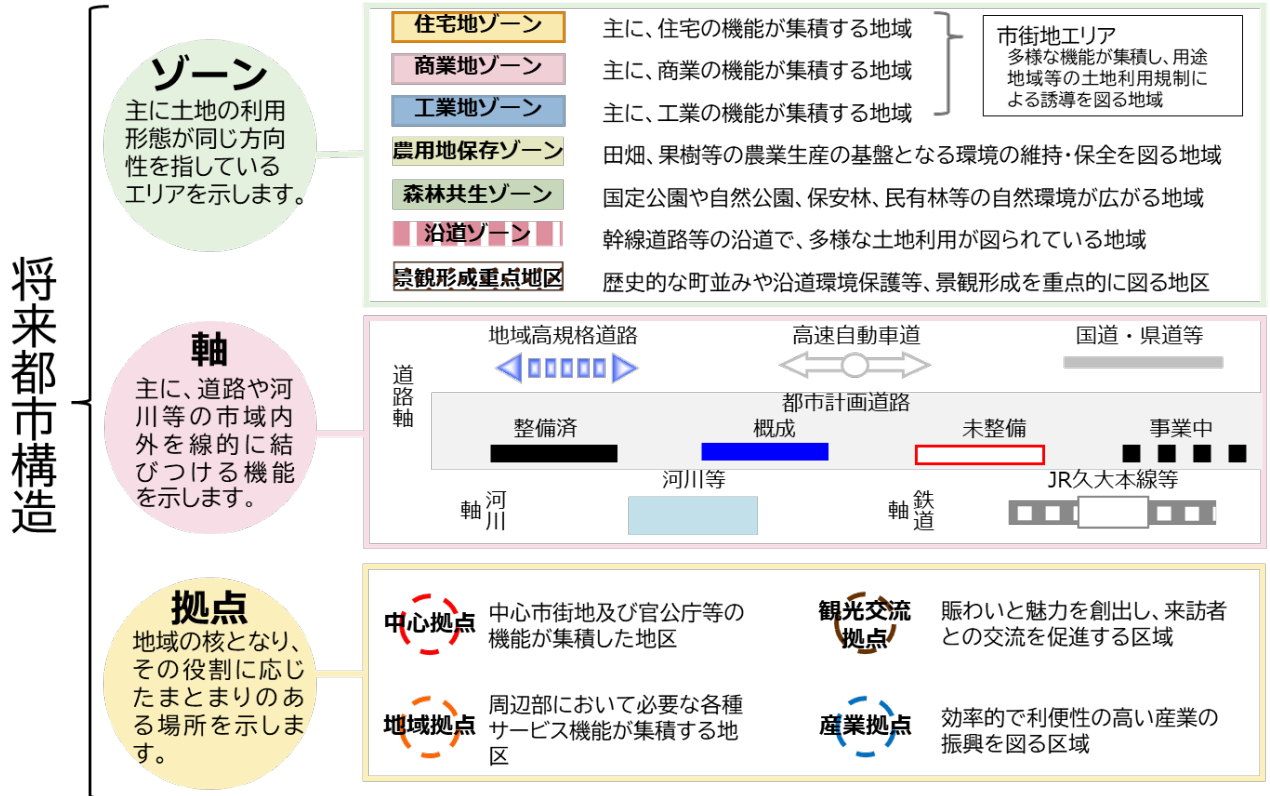
やすらぎのある生活と活気ある産業を育み、そこに住む人々も、そこを訪れた人々も、みんなが笑顔で接しあえる交流が盛んなまちづくりを推進します。



2. 将来のあるべき都市像

(1) まちのすがた

都市を構成している要素を『ゾーン』、『軸』、『拠点』の3種類の機能に区分することで、“将来のまちの姿”となる『将来都市構造』を構成します。

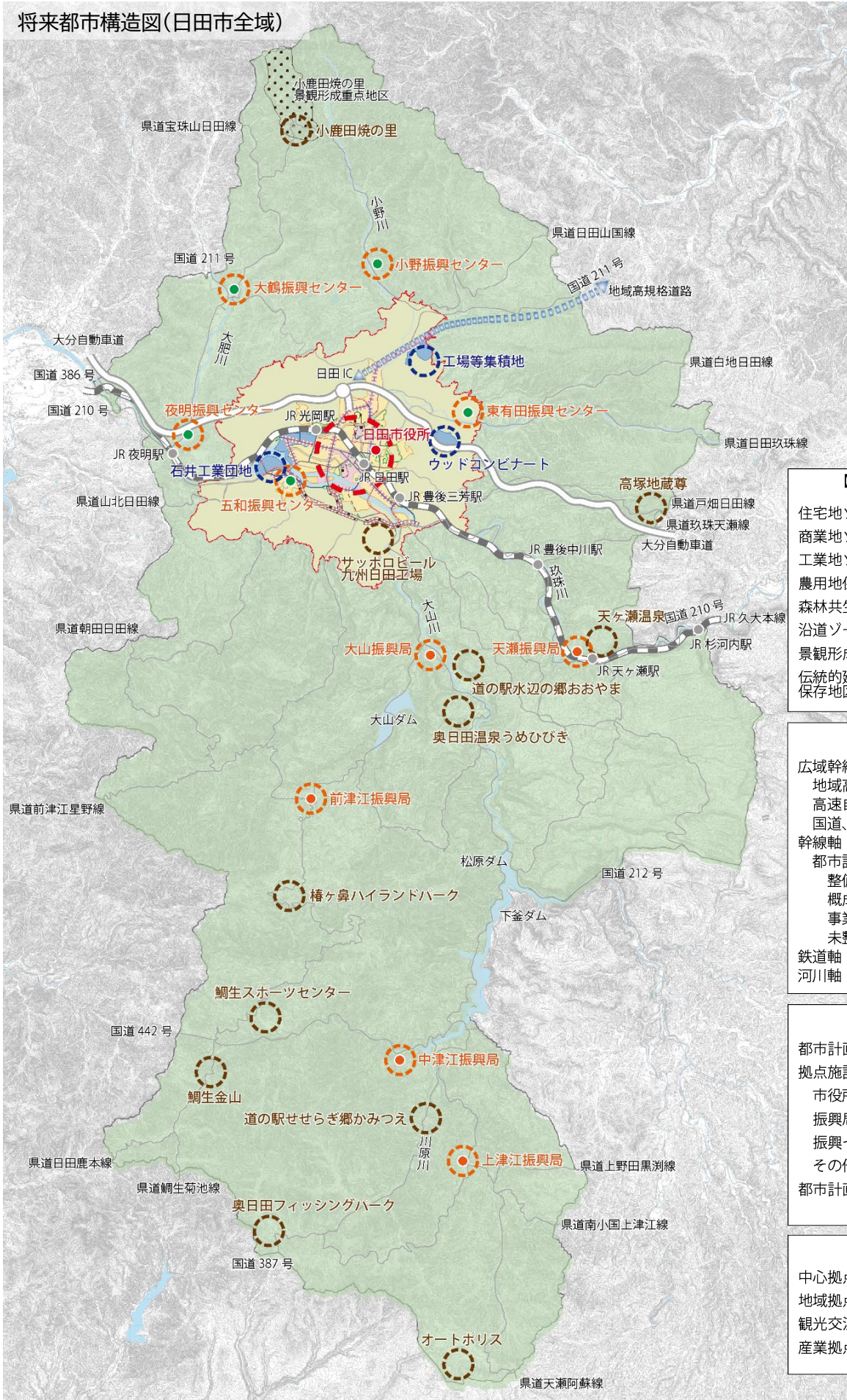


(2) まちの構成：将来都市構造図

将来都市構造図(都市計画区域)



将来都市構造図(日田市全域)



【ゾーン形成】

住宅地ゾーン	
商業地ゾーン	
工業地ゾーン	
農用地保全ゾーン	
森林共生ゾーン	
沿道ゾーン	
景観形成重点地区	
伝統的建造物群保存地区	

【軸形成】

広域幹線軸	
地域高規格道路	
高速自動車道	
国道、県道	
幹線軸	
都市計画道路	
整備済	
概成	
事業中	
未整備	
鉄道軸	
河川軸	

【その他】

都市計画公園	
拠点施設	
市役所	
振興局	
振興センター	
その他	
都市計画区域	

【拠点】

中心拠点	
地域拠点	
観光交流拠点	
産業拠点	

3. まちの課題

まちの課題① 人口減少時代における“まちの構造”

◆ まちの機能の集約と連携

道路や下水道等の整備や農用地の宅地化の進行等によって市街地が無秩序に拡大している地域や商業施設等の閉鎖、解体等により、空き地・空き店舗が増加している地域が見られます。

生活サービス施設の維持に必要な人口集積を図るためにも、拠点の形成及び公共交通等による拠点間連携が求められます。



◆ 用途混在地域の解消

住居系・商業系・工業系の土地利用が混在している地域があります。また、用途の混在地域だけでなく、今後、市街化が見込まれる地域があり、宅地開発や幹線沿いの土地利用の動向にも注意が必要です。

まちの課題② 交流・連携機能(道路)の整備



◆ 拠点間を連携する交流軸の整備

九州北部の主要都市や隣接する地方自治体との連携を視野に入れた広域的な交流促進を図るため、大分自動車道、主要な国道・県道、地域高規格道路「中津日田道路」等を対象にした「広域交流軸」の整備が求められています。

◆ 都市計画道路の適正配置

都市計画道路の決定以降、未整備となっている路線や人口減少に伴い交通量に変化が生じている路線があります。

まちの課題③ 自然環境の保全と公園等の適正配置

◆ 公園・緑地・農用地等の自然環境への影響

市街地の周辺にある農用地において宅地化が進行している地域や都市計画公園の未整備地区等があることから、地区内バランスの取れた公園の整備、土地開発に伴う緑地の確保が求められます。



まちの課題④ 生活環境の維持と向上



◆ 都市機能の維持・向上

生活に欠かせない上下水道やごみ処理施設等の公共施設は、恒久的に適正な維持・管理・更新が重要となることから、老朽化対策や地域の実情を踏まえた機能の維持・管理が求められます。

まちの課題⑤ 良好な景観の維持・保全・形成

◆ 歴史・文化特性を有する地域の景観維持

豆田地区・隈地区を代表する古い町並みや地域のシンボルとなる建築物の継続的な管理・保全が困難となっているものが見られます。良好な景観の形成に対する取組を始めてから約 30 年が経過し、保護のための支援策の見直しが求めています。



◆ 自然環境の景観維持

市域を流れる豊かな河川や水路等の水辺環境や国定公園・県立自然公園等の自然緑地、まとまりのある農用地等において継続的な維持・管理が求められます。



まちの課題⑥ 地域の実情に対応した防災



◆ 市域におけるハザードマップの検証

水害や地震等の災害が発生する可能性が高い地域の把握に努め、被害を最小限に抑えるために必要な整備やハザードマップの活用・認知度向上に向けた取組が求められます。



◆ 地域における防災性の向上

浸水想定区域や土砂災害危険箇所等の把握及び木造家屋の密集市街地における防災・減災に対する取組や体制作りが求められています。また、災害発生時の避難行動等、防災に対する知識の普及や情報の周知方法の整備も不可欠です。

都市の将来像

『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』

市民の意向

まちの課題

基本方針



1. コンパクトなまちづくり

- ◆ 今までの“周辺地域へと拡大していく基盤整備”から、必要な機能を必要な場所に整備していく“選択と集中による効率のよいまちづくり”への転換を図ることで、中心市街地の賑わいの創出や利便性・快適性の高い都市を目指します。



2. 日田の宝を活かしたまちづくり

- ◆ 1,000m 級の急峻な山林や美しい景観を誇る河川、歴史的・文化的な町並みなどの特徴的な地域空間を有していることから、豊かな自然環境や個性的な景観、温泉等の地域資源を利活用し、自信をもって次世代に受け継いでいくことができる“魅力あるまち”を目指します。



3. 自然にやさしいまちづくり

- ◆ 市町村合併により拡大した市域の多くを占める山林農地や河川等の自然環境が持つ多様な機能の保全を推進し、自然エネルギーを有効に活用することで、自然環境に配慮したまちづくりを目指します。
- ◆ 筑後川の水源を有していることから“水が生まれ育つまち”としての責任と自然との関わりの中で育まれる“潤いとやすらぎ”が感じられるまちづくりを目指します。



4. 住み続けたくなるまちづくり

- ◆ 市民が日常生活を送っていくために必要な道路や公園、河川の計画的な改修・整備を推進することで、災害に負けないまちづくりを目指します。
- ◆ 超高齢社会の本格的な到来に柔軟に対応し、地域における医療・福祉機能や施設等の維持・管理により“人に優しいまち”を目指します。
- ◆ 人に優しく、災害にも強い“だれもが安心して住み続けたくなるまち”を目指します。



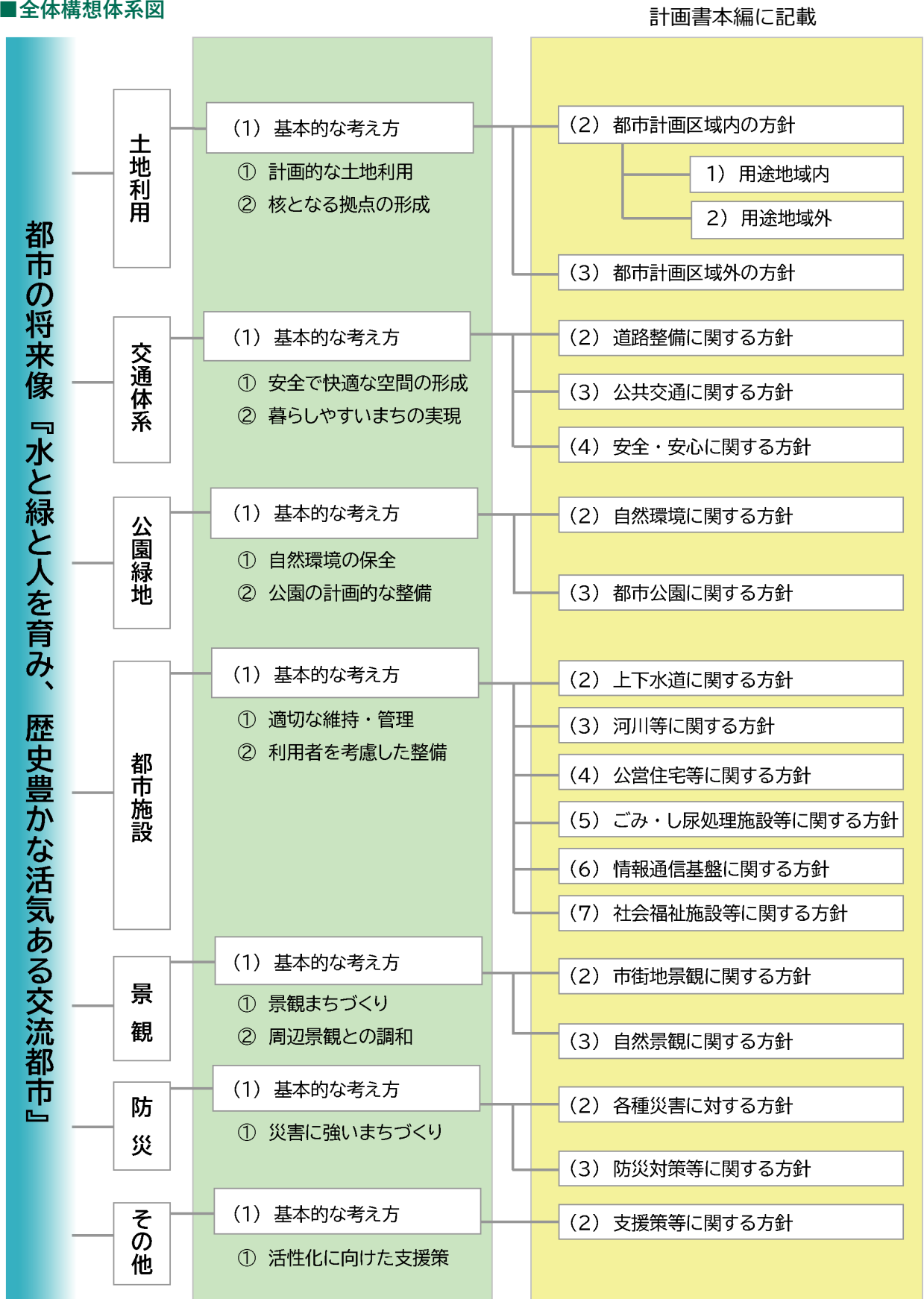
5. みんなで創るまちづくり

- ◆ 便利で快適な住環境のなかで充実した日常生活を送っていくためには、市民一人ひとりが、自分たちのまちを“学び・知ること”、“まちづくりの主役となって積極的に取り組むこと”が重要です。“私たちのまちを知ること”で愛着と誇りを持ち“こんな町に住みたい！”と考え、“市民のきずな”が実感できる環境づくりに努めます。

第3章 全体構想

まちづくりの基本方針に即して、土地利用や交通体系、公園緑地等の自然環境、上下水道等の都市施設、良好な景観の形成などの分野における方針を示します。

■全体構想体系図



1. 土地利用の方針

① 計画的な土地利用

- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な市街地・農用地・山林緑地等、都市を構成している各要素の調和を基本としつつ、住宅地や中山間地の集落地、工業地、商業地のすみ分けを行ないながら、建築物の用途混在を回避することで“まとまりのある暮らしやすい地域の形成”を図ります。
- ◆ 市街地の形成を図る地域と農用地や山林緑地等の自然環境の保全により市街化の抑制に努める地域との区分を図ることで、計画的な土地利用を促進します。

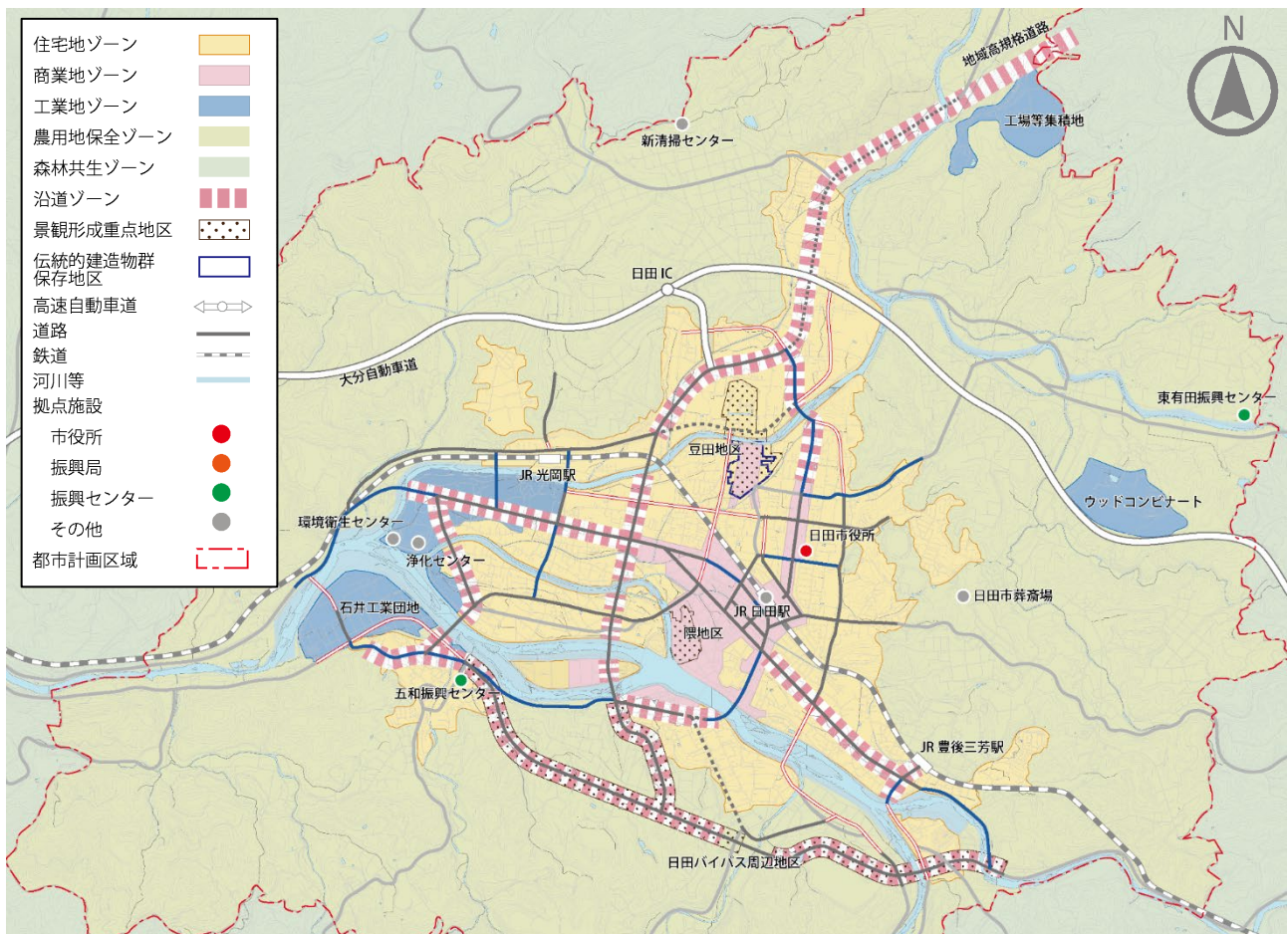


▲隈地区

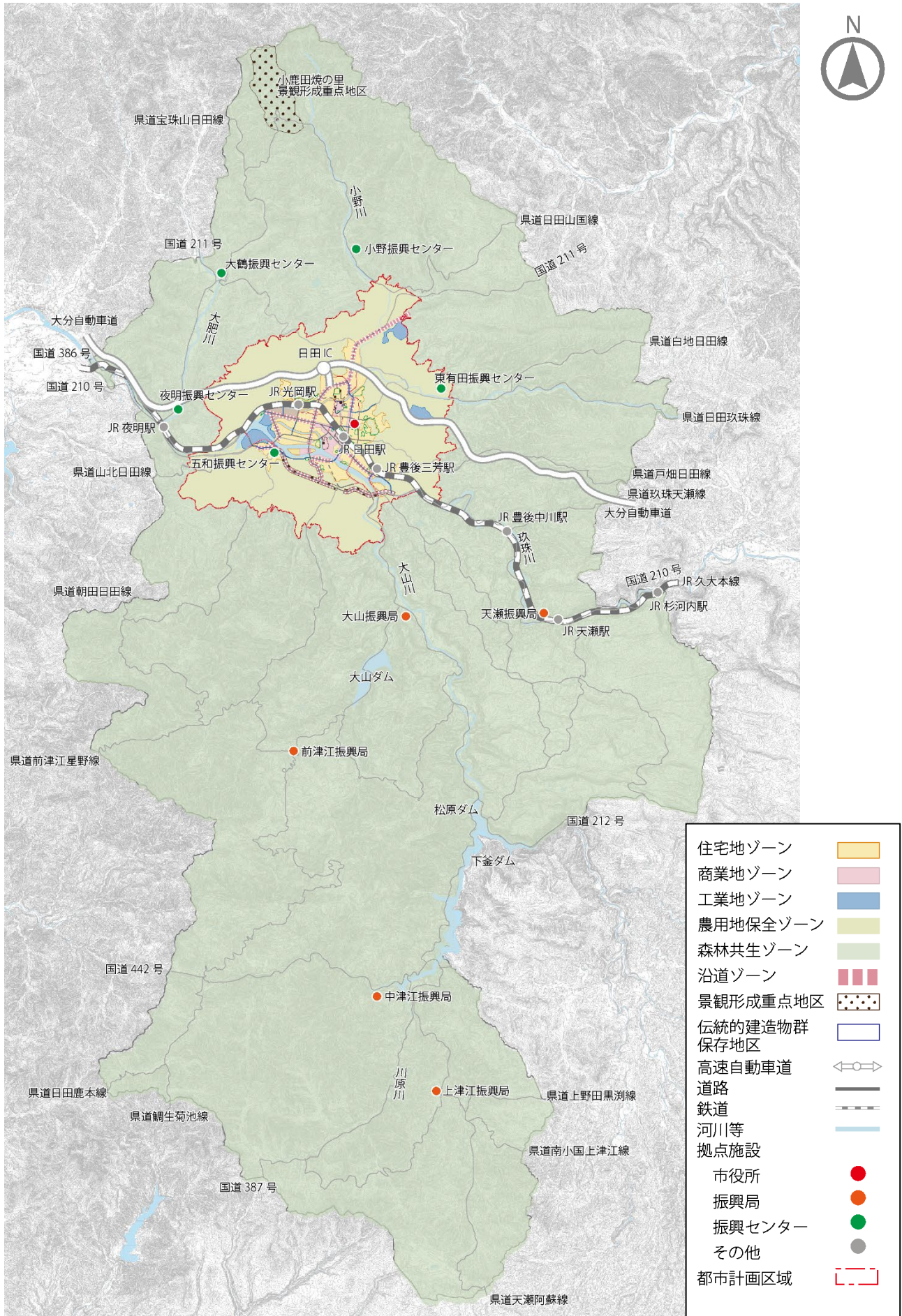
② 核となる拠点の形成

- ◆ 中心市街地や官公庁機能集積地区、中山間地のまとまりのある集落地、歴史・文化的資源や観光資源を有する地区、工業施設が立地する地区などについては、その役割に応じた機能の集積を図ることで、まちづくりの核となる拠点形成を目指します。

▼土地利用の方針図(中心部)



▼土地利用の方針図(日田市全域)



2. 交通体系の方針

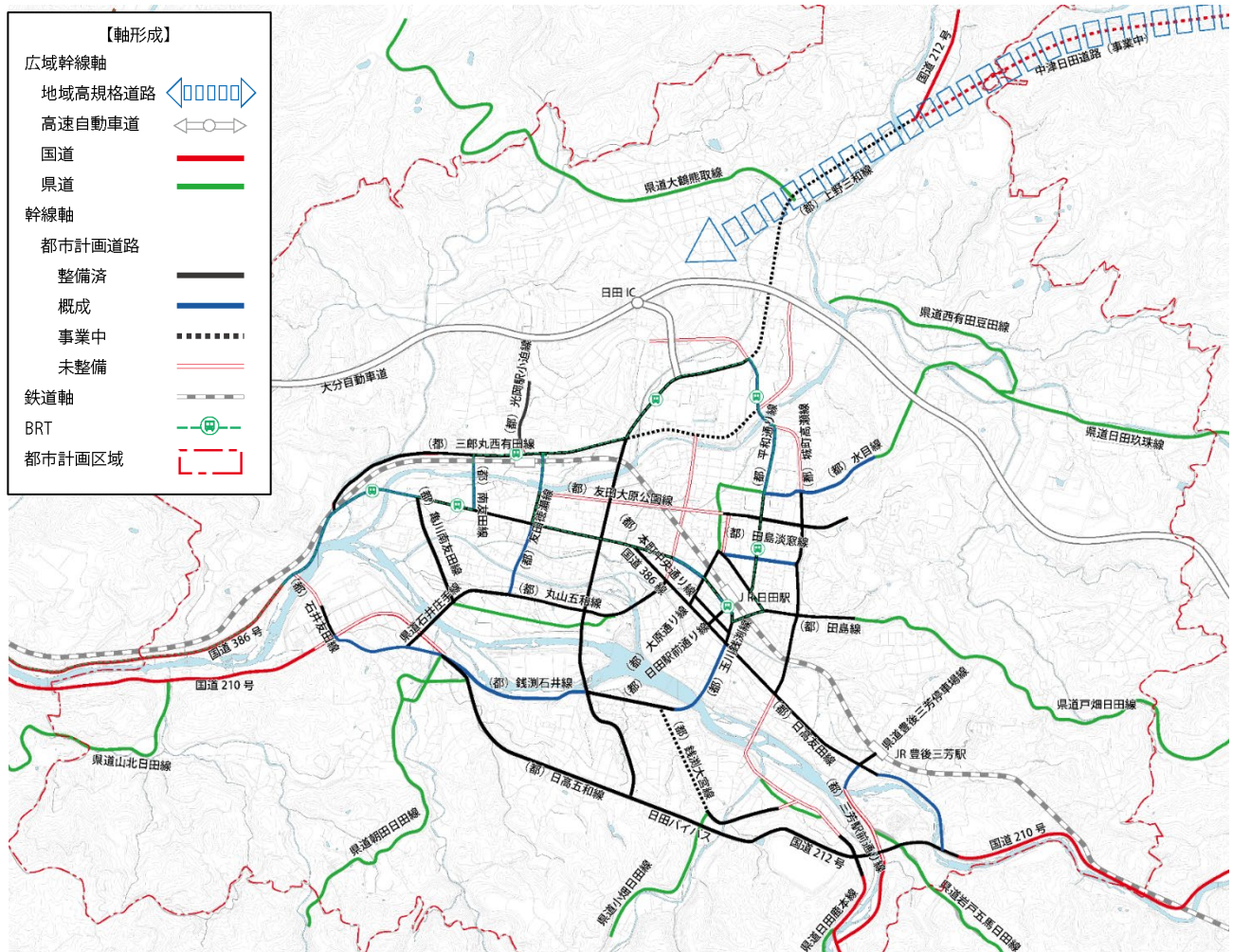
① 安全で快適な空間の形成

- ◆ 主要な幹線道路等の計画的な整備による効率的な道路網の形成を目指します。
- ◆ 超高齢社会等に対応したまちづくりを進めるため、バリアフリーやユニバーサルデザイン等に配慮した道路空間の形成を推進します。

② 暮らしやすいまちの実現

- ◆ 市域内外や各地域をつなぐ日常の生活に必要な道路については、計画的な整備による道路機能の向上や各種災害への対策に努め、安全で快適な道路整備を推進します。
- ◆ 市民の安全・安心な生活の確保に向けた道路・トンネル・橋梁等の計画的な維持・管理に努めます。
- ◆ 市域の核となる各拠点間の連携や隣接都市等とのアクセス性の向上を図ることで、人々の交流や安全性の向上を図り、暮らしやすく利便性の高いまちの実現を目指します。

▼交通体系の方針図(中心部)



3. 公園緑地の方針

① 自然環境の保全

- ◆ 山林と河川に代表される本市の自然的環境については、市街地や集落地に潤いを与えるとともに特色ある景観が特徴的であり、多様な機能を有していることから、健全な市民生活を実現する中で効果的な管理・保全と有効な活用を図ります。

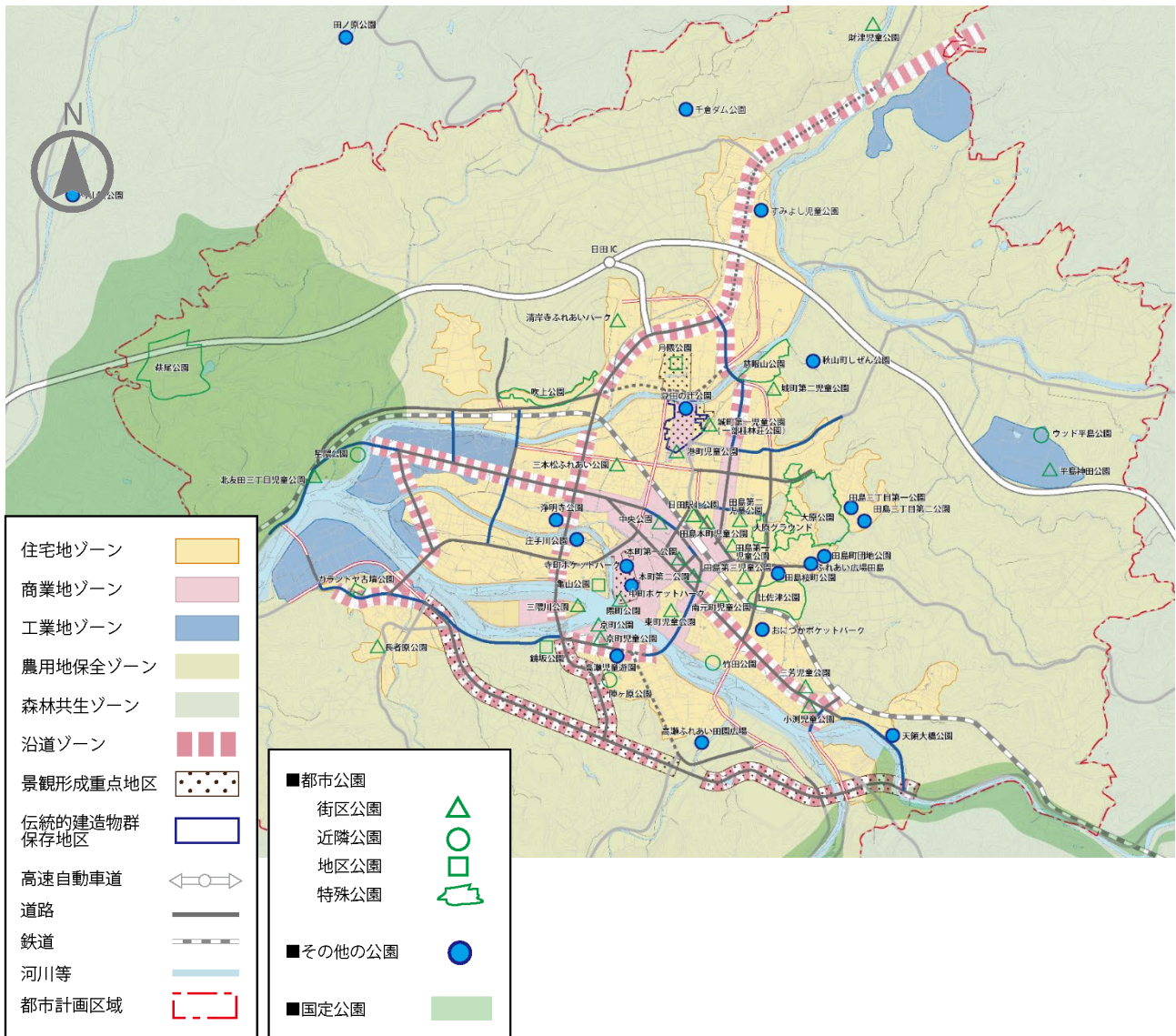
② 公園の計画的な整備

- ◆ 憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となる身近な公園は、潤いある市街地や集落地を形成するとともに、交流促進や防災面からみても重要な施設であることから、多目的な活用方法も含めて、市における総合的な整備の方向性について検討します。

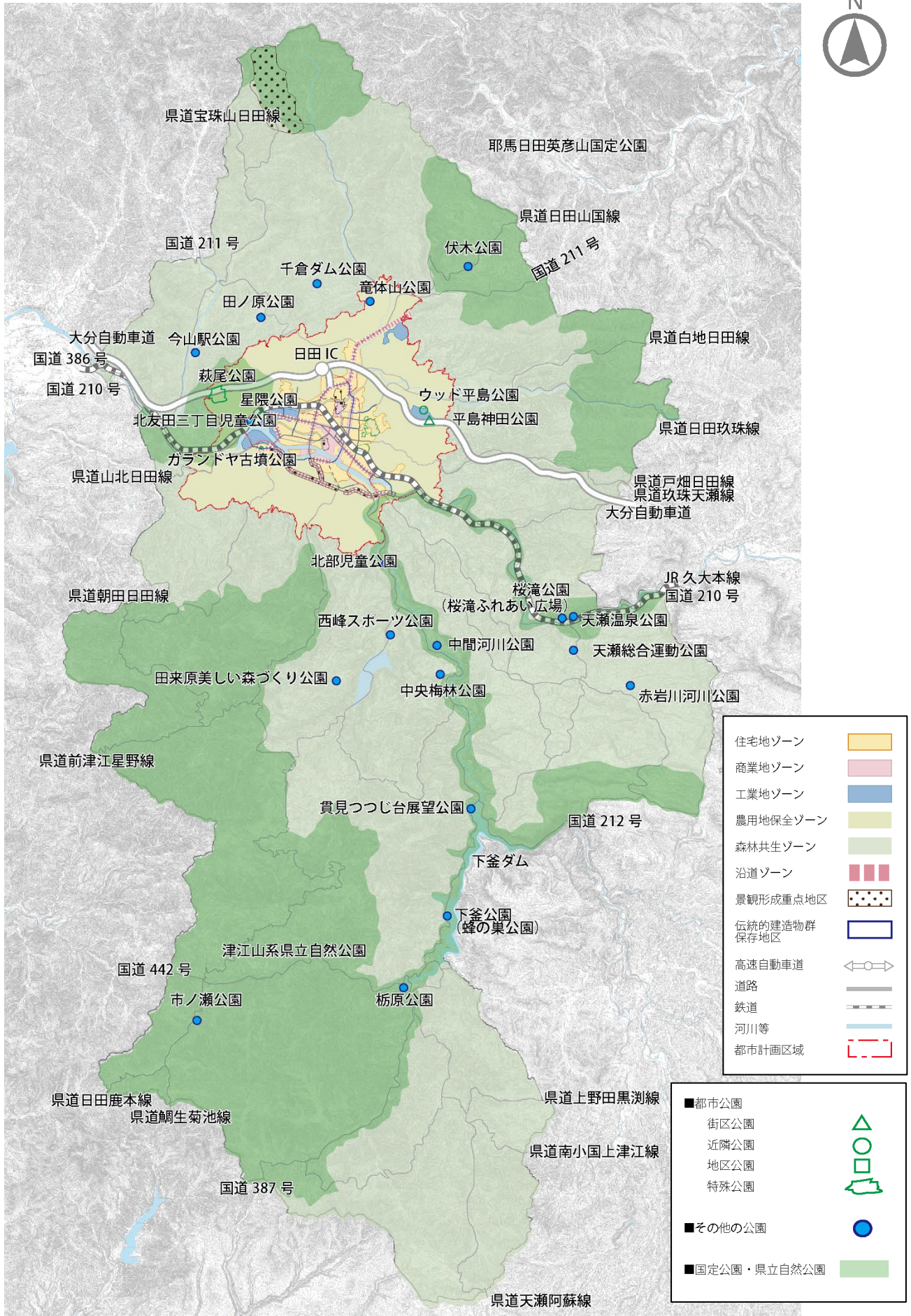


▲亀山公園

▼公園緑地の方針図(中心部)



▼公園緑地の方針図(日田市全域)



4. 都市施設の方針

① 適切な維持・管理

- ◆ 市民が安全に安心して生活が送れるよう、道路や上水供給・下水処理等の施設、廃棄物処理等の基本的な機能を確保するため、適切な維持・管理と計画的な更新を推進します。
- ◆ 市民が健康で文化的な日常生活を充実させるための公共施設の機能維持に努めます。

② 利用者を考慮した整備

- ◆ 地域の実情や社会情勢の変化に対応するため「公共施設等総合管理計画」に基づき、安全・安心な施設環境の確保及び利用環境の質的改善も考慮した整備等を推進します。



▲パトリア日田

5. 景観の方針

① 景観まちづくり

- ◆ 本市の特徴的な景観である河川や山林緑地は、私たちに潤いや安らぎを与えてくれるものであり、古い町並みや史跡・名勝等の歴史的・文化的な景観は地域の魅力を高めている貴重な資源であることから、地域の特性に応じた景観まちづくりを目指します。

② 周辺景観との調和

- ◆ 幹線道路や都市計画道路等の整備の際には、通過する地区の景観特性を考慮しつつ、背景となる山なみ景観の阻害とならないよう、周辺との調和に配慮した景観形成に努めます。



▲月隈公園からの眺望

6. 防災の方針

① 災害に強いまちづくり

- ◆ 災害発生時の被害を最小限に抑制するための取組や『日田市地域防災計画』及び『日田市国土強靱化地域計画』との連携を図るとともに、市民防災意識を高める自主的な活動を推進し、災害に強いまちづくりを目指します。



▲九州北部豪雨 花月川

7. その他の方針

① 活性化に向けた支援策

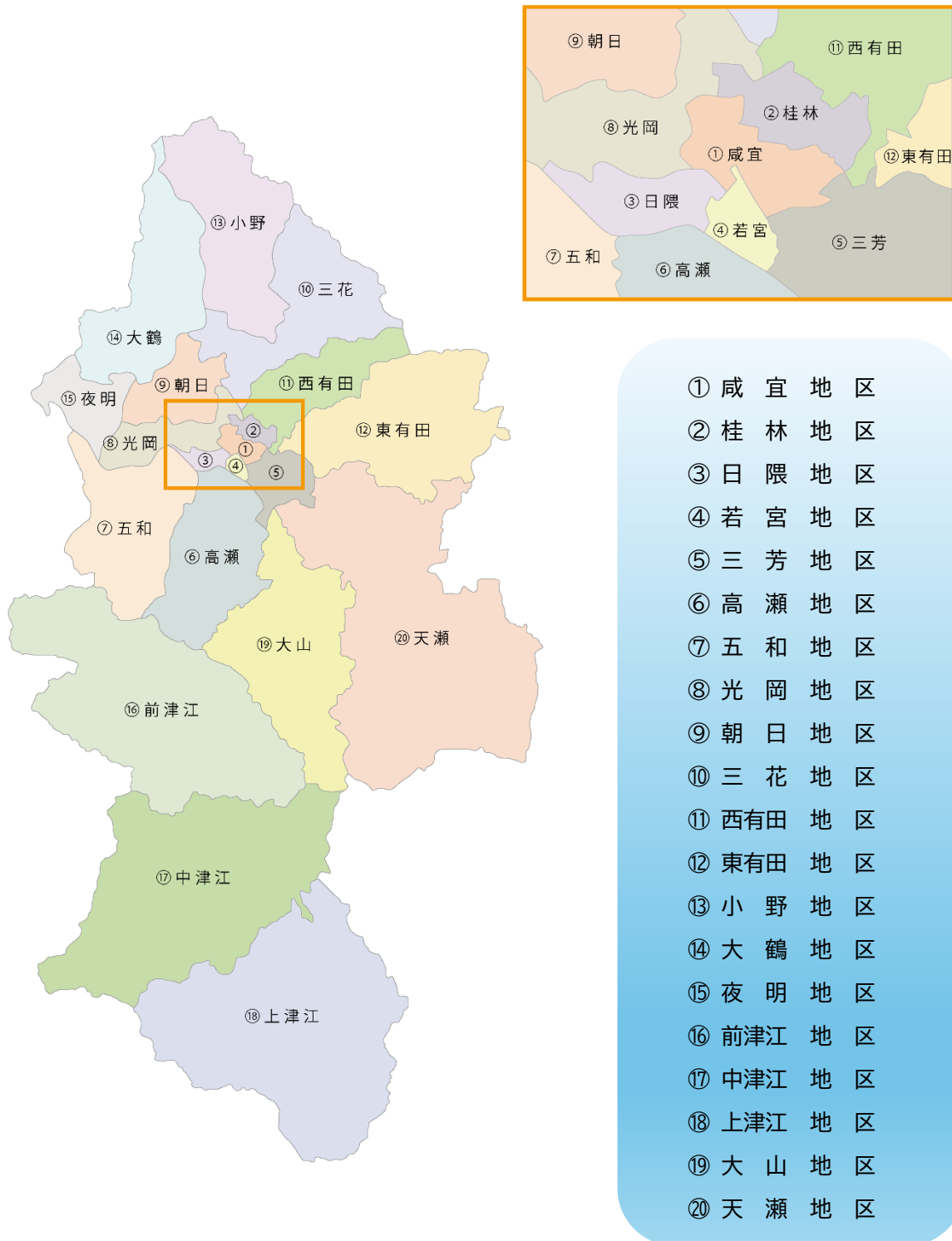
- ◆ 市民生活や産業等の活性化に向けた各種支援策を推進します。

第4章 地区別構想

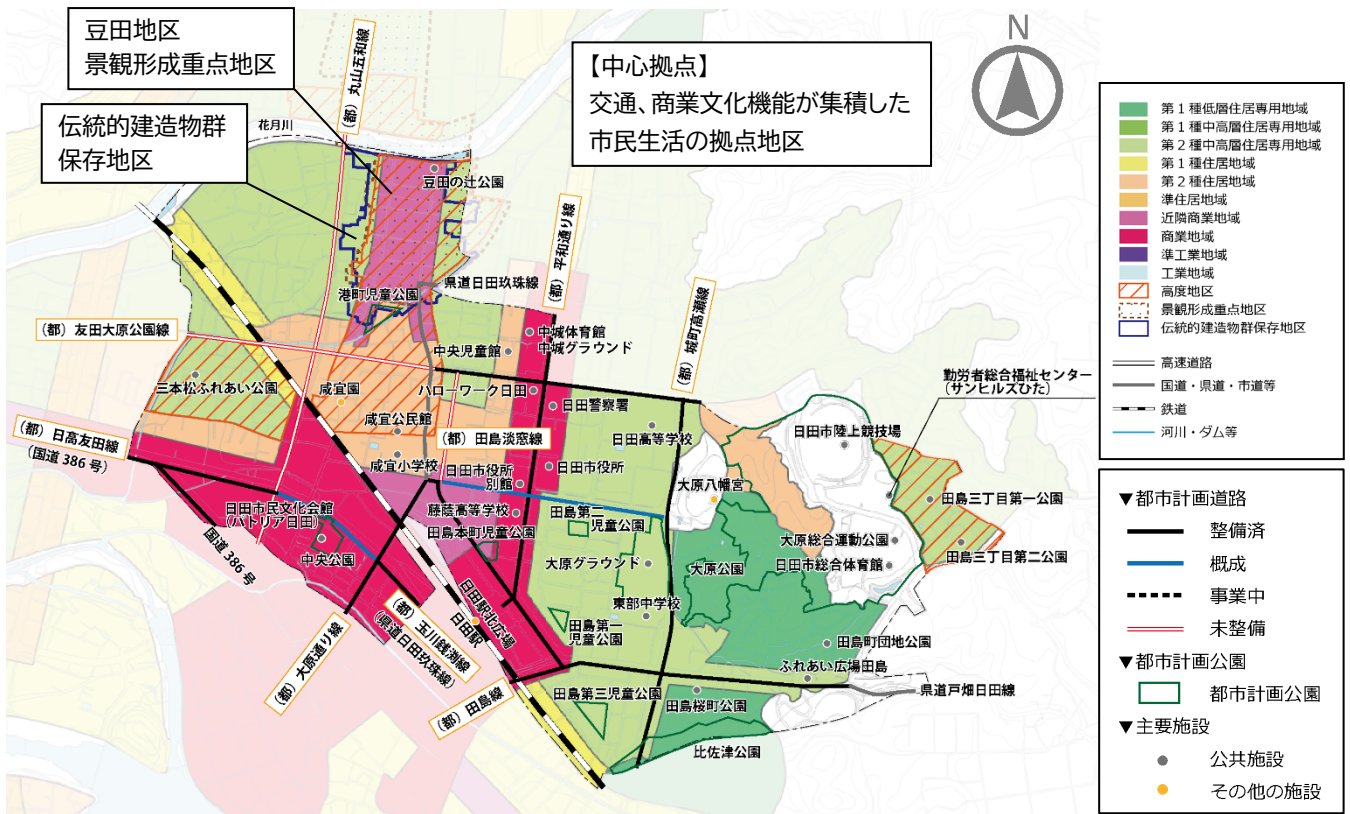
地域別構想では、市全域のまちづくりの方向性を示した全体構想をもとに、地域の課題や特性等を考慮しながらより身近な計画とするため、市域を20地区に区分した上で地区別の方向性を定めま

■地区分けの設定

地区別構想は日常生活における一定のまとまりの意識を考慮した地区割り設定とするため、以下の20地区に区分します。



① 咸宜地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進すると共に、豆田地区内の利便性・安全性の向上に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園等の適正な管理・保全による機能の維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持・管理及び計画的な更新に努めます。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。また、過去に浸水被害実績があった箇所については、雨水管理総合計画に基づき、浸水被害軽減を図ります。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持に努めます。

景観

- ◆ 伝統的景観の維持形成を図るための保存事業を推進します。
- ◆ 景観形成重点地区において、商家町らしい町並みの景観形成に努めます。
- ◆ 主要な幹線道路等の沿道における広告物等については、周辺との良好な景観形成に努めます。

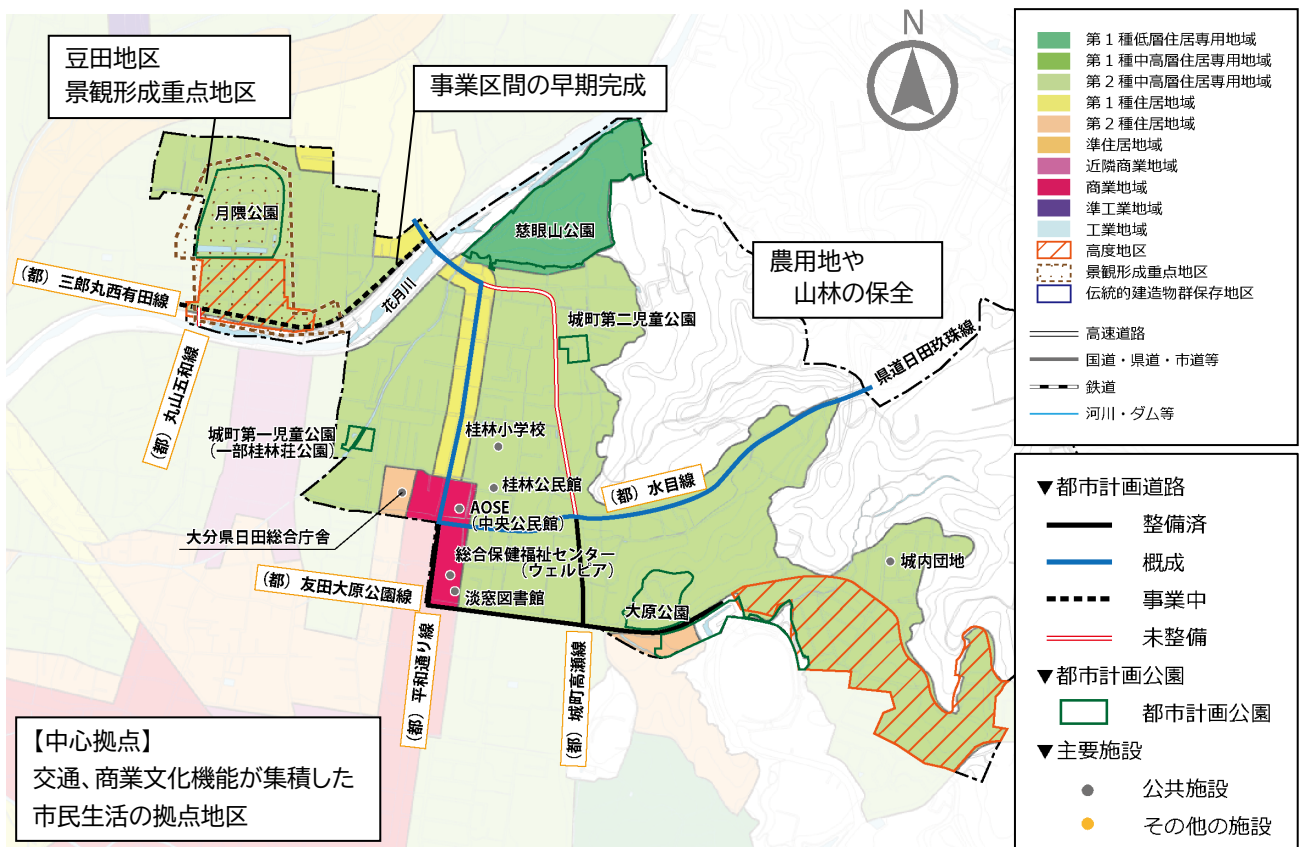
防災

- ◆ 花月川等の氾濫に対する河川整備や災害危険箇所等の災害防止対策を推進します。
- ◆ 道路交通網の整備や情報通信基盤の活用を促進し、災害発生時の避難経路の確保や迅速な情報提供による二次災害の回避に努めます。

その他

- ◆ 花月川の改修による橋の架け替え工事中の交通の安全性及び観光の活性化、並びに工事完成後の景観の向上に努めます。
- ◆ 既存施設を活用したイベントや祭りなど、交流の場としての活用を推進します。

② 桂林地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。
- ◆ 山林の保全を図るため、計画的な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 都市計画道路三郎丸西有田線の事業区間における早期完成に向けた取組を促進します。
- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園等の適正な管理・保全による機能の維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持・管理及び計画的な更新に努めます。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。また、過去に浸水被害実績があった箇所については、雨水管理総合計画に基づき、浸水被害軽減を図ります。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持に努めます。

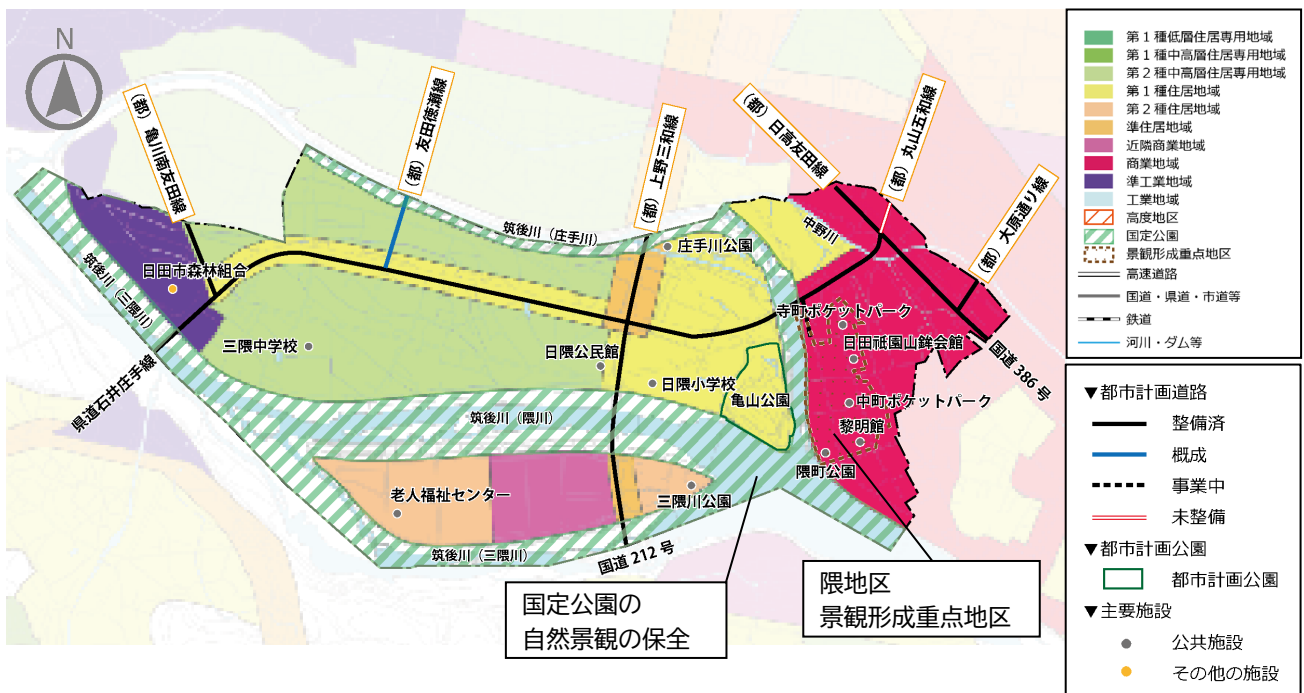
景観

- ◆ 景観形成重点地区において、城下町らしい町並みの景観形成に努めます。
- ◆ 主要な幹線道路等の沿道における広告物等については、周辺との良好な景観形成に努めます。

防災

- ◆ 花月川等の氾濫に対する河川整備や災害危険箇所等の災害防止対策を推進します。
- ◆ 道路交通網の整備や情報通信基盤の活用を促進し、災害発生時の避難経路の確保や迅速な情報提供による二次災害の回避に努めます。

③ 日隈地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園の適正な管理・保全による機能の維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持・管理及び計画的な更新に努めます。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。また、過去に浸水被害実績があった箇所については、雨水管理総合計画に基づき、浸水被害軽減を図ります。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持に努めます。

景 観

- ◆ 景観形成重点地区において、隈らしい町並みの景観形成に努めます。
- ◆ 「水郷日田」の自然景観の保全を推進します。
- ◆ 主要な幹線道路等の沿道における広告物等については、周辺との良好な景観形成に努めます。

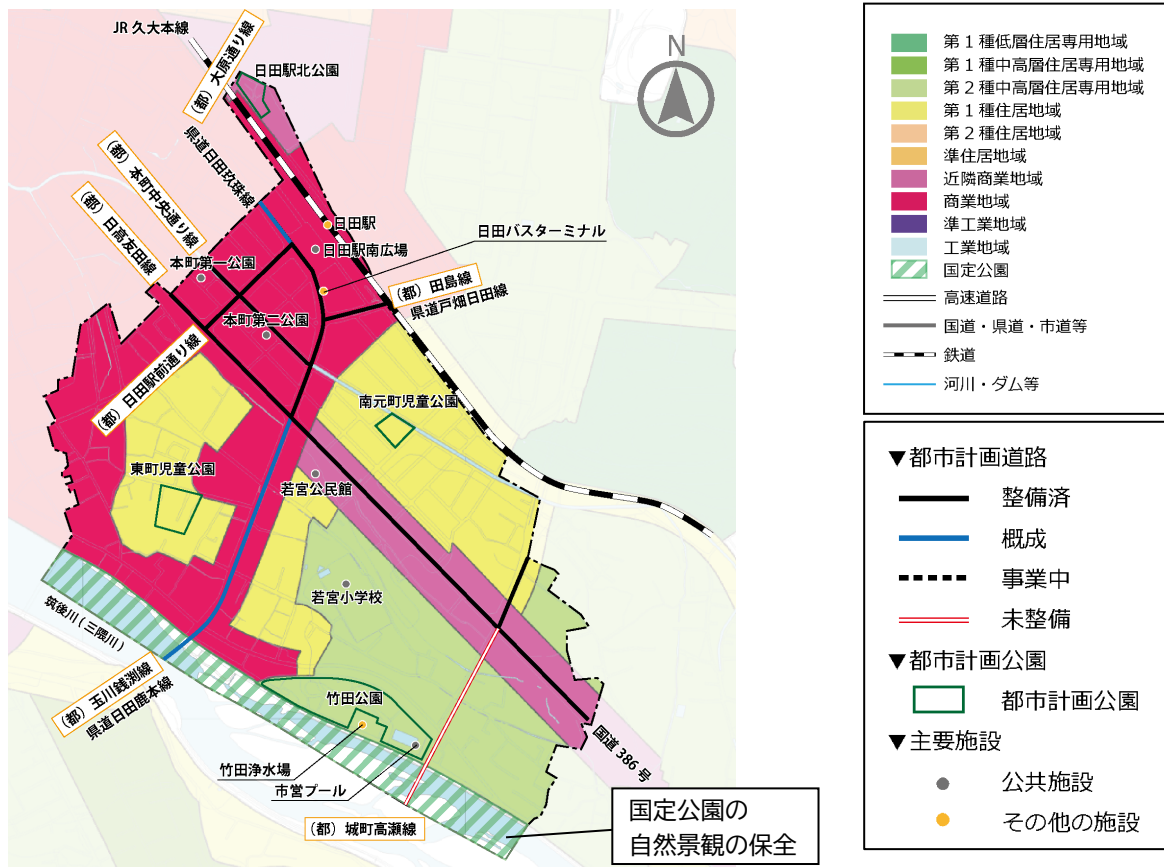
防 災

- ◆ 筑後川(三隈川)等の氾濫に対する河川整備や災害危険箇所等の情報収集等による災害防止対策を推進します。
- ◆ 道路交通網の整備や情報通信基盤の活用を促進し、災害発生時の避難経路の確保や迅速な情報提供による二次災害の回避に努めます。

そ の 他

- ◆ 水辺空間や地域に根差した伝統文化を活かし、にぎわいと魅力の創出につながる祭礼・イベントの推進を図ります。

④ 若宮地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ コミュニティバス等の公共交通機関の機能維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園の適正な管理・保全による機能の維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持・管理及び計画的な更新に努めます。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。また、過去に浸水被害実績があった箇所については、雨水管理総合計画に基づき、浸水被害軽減を図ります。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持に努めます。

景 観

- ◆ 耶馬日田英彦山国定公園と背景となる山なみが一体となった自然景観の保全を推進します。
- ◆ 主要な幹線道路等の沿道における広告物等、周辺との良好な景観形成に努めます。

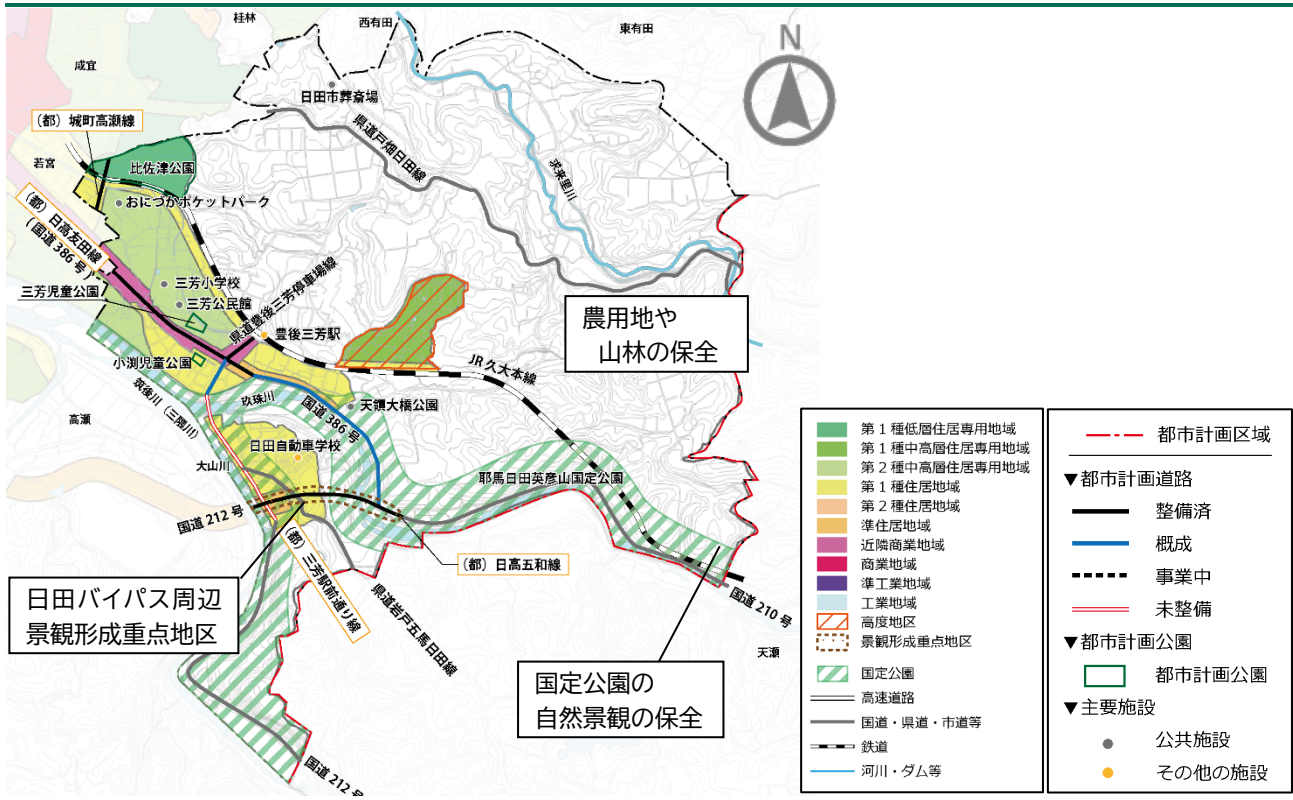
防 災

- ◆ 筑後川(三隈川)等の氾濫に対する河川整備や災害危険箇所等の情報収集等による災害防止対策を推進します。
- ◆ 道路交通網の整備や情報通信基盤の活用を促進し、災害発生時の避難経路の確保や迅速な情報提供による二次災害の回避に努めます。

そ の 他

- ◆ 既存施設を活用したイベントや祭りなどの交流の場として活用を推進します。

⑤ 三芳地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植林等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ 乗合デマンドタクシー等の公共交通機関の機能維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園の適正な管理・保全による機能維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持・管理及び計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため、下水道の水洗化の向上に努め、処理区域外の地域については合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。また、過去に浸水被害実績があった箇所については、雨水管理総合計画に基づき、浸水被害軽減を図ります。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持に努めます。

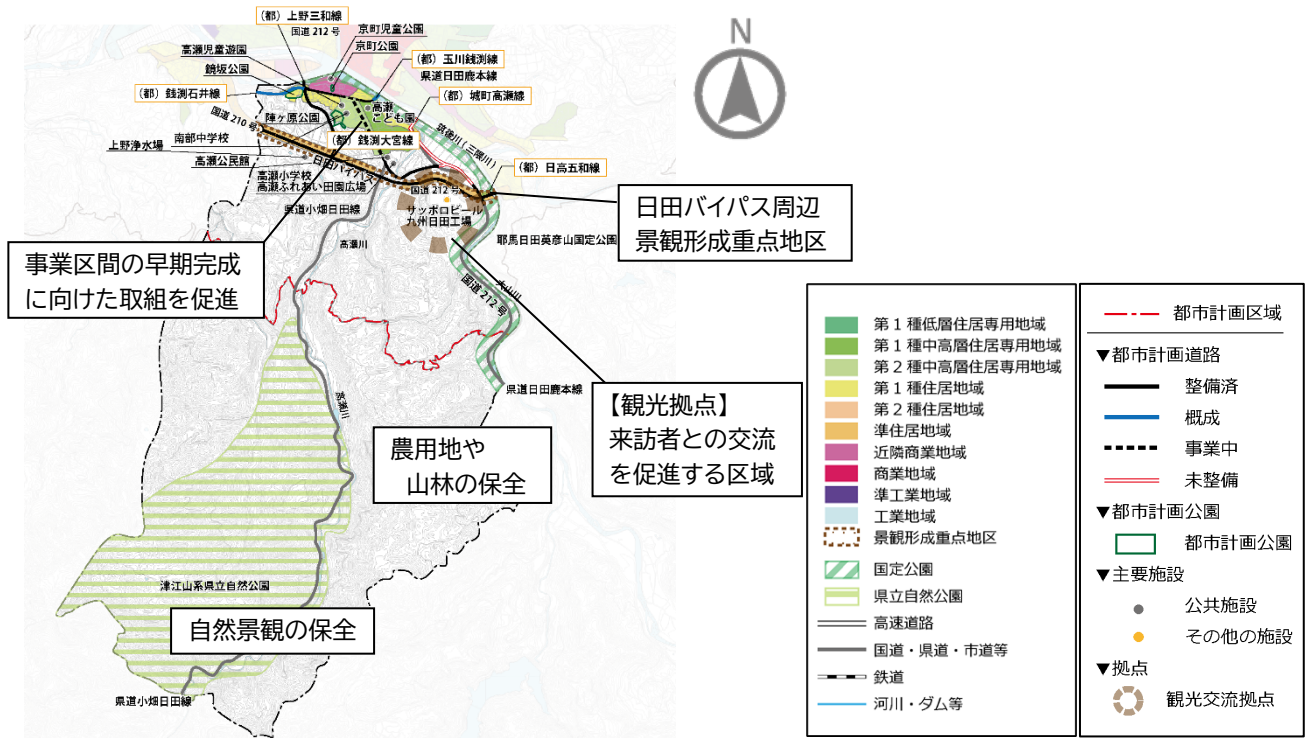
景 観

- ◆ 日田バイパス周辺は、沿道の良好な景観形成に努めます。
- ◆ 耶馬日田英彦山国定公園等、山林緑地等の自然景観の保全を推進します。

防 災

- ◆ 玖珠川や求来里川等の氾濫に対する河川整備の推進や災害危険区域に関する情報収集による災害防止対策に努めます。
- ◆ 情報通信基盤の活用を促進し、災害発生時の避難経路の確保や迅速な情報提供による二次災害の回避に努めます。

⑥ 高瀬地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植林等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ 都市計画道路銭漕大宮線の事業区間における早期完成に向けた取組を促進します。
- ◆ 乗合デマンドタクシー等の公共交通機関の機能維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園等の適正な管理・保全による機能維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持・管理及び計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため、下水道の水洗化の向上に努め、処理区域外の地域については合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。また、過去に浸水被害実績があった箇所については、雨水管理総合計画に基づき、浸水被害軽減を図ります。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持を図ります。

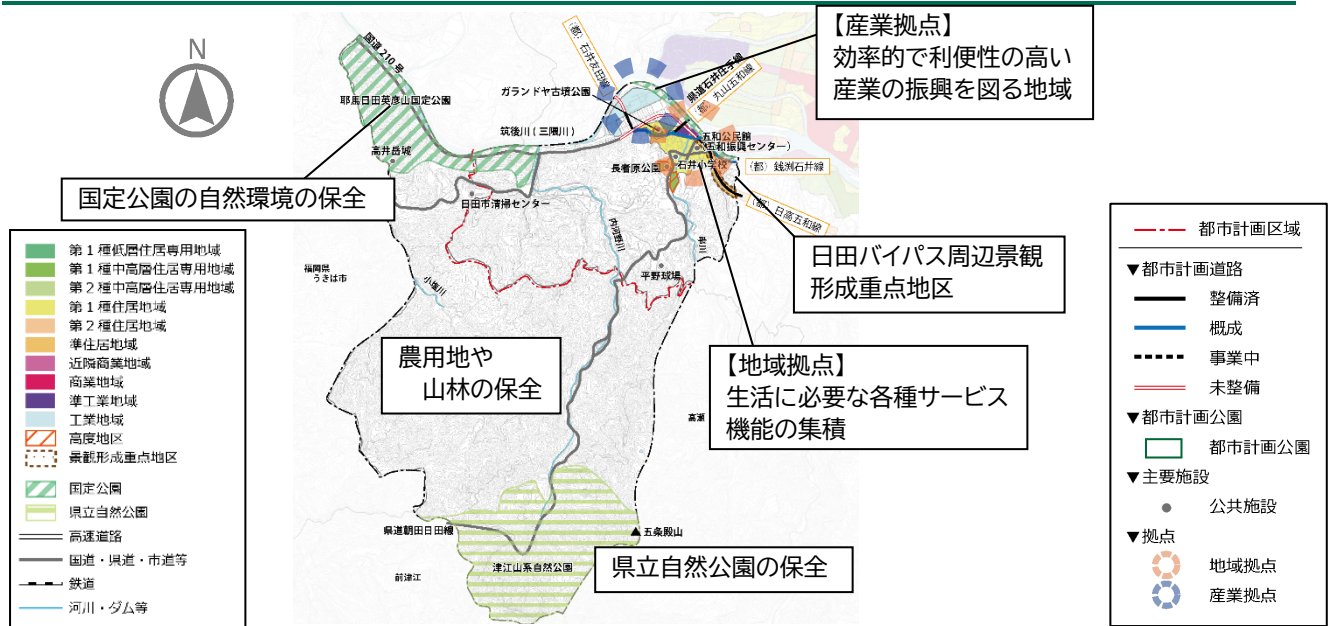
景 観

- ◆ 日田バイパス周辺は、沿道の良好な景観形成に努めます。
- ◆ 耶馬日田英彦山国定公園等、山林緑地等の自然景観の保全を推進します。

防 災

- ◆ 高瀬川や串川等の氾濫に対する河川整備の推進や災害危険区域に関する情報収集による災害防止対策に努めます。
- ◆ 災害発生時の避難経路の確保や二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認を推進します。

⑦ 五和地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ 乗合デマンドタクシー等の公共交通機関の機能維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園の適正な管理・保全による機能の維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持・管理及び計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため、下水道の水洗化の向上に努め、処理区域外の地域については合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。また、過去に浸水被害実績があった箇所については、雨水管理総合計画に基づき、浸水被害軽減を図ります。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持を図ります。

景観

- ◆ 国道 212 号日田バイパス周辺は、沿道の良好な景観形成に努めます。
- ◆ 耶馬日田英彦山国定公園等、山林緑地等の自然環境の保全を推進します。
- ◆ 主要な幹線道路等の沿道における広告物等、周辺との良好な景観形成に努めます。

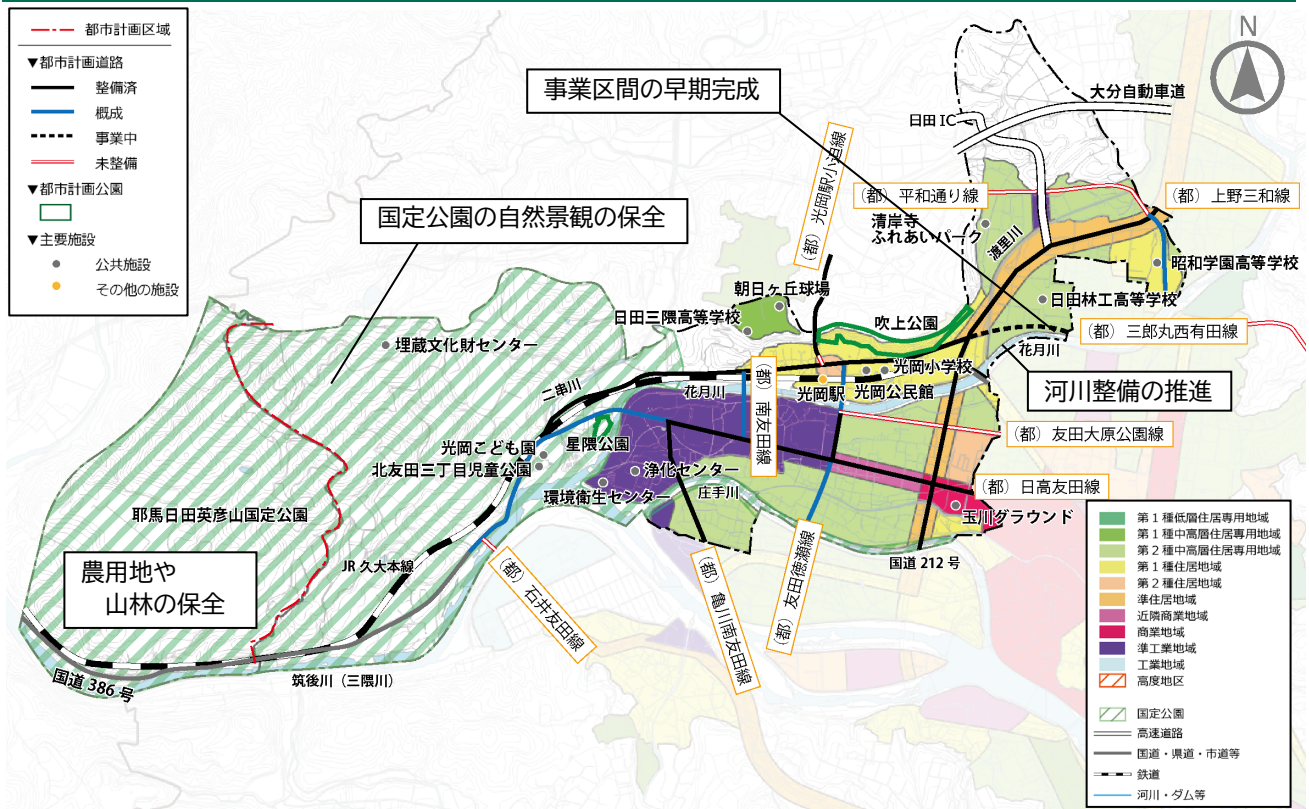
防災

- ◆ 内河野川や串川等の氾濫等に対する河川整備の推進や災害危険区域に関する情報収集による災害防止対策に努めます。
- ◆ 災害発生時の避難経路の確保や二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認を推進します。

その他

- ◆ ガランドヤ古墳公園等の文化資源は、地元住民や関係機関等との調整を図りながら、地域交流の場としての活用を図ります。
- ◆ 石井工業団地では、工業地としての有効な土地利用を図り、物流や連絡道路の機能も含めた産業拠点としての振興に努めます。

⑧ 光岡地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 都市計画道路三郎丸西有田線の事業区間における早期完成に向けた取組を促進します。
- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ BRT等の公共交通機関の機能の維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園等の適正な管理・保全による機能維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持・管理及び計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため、下水道の水洗化の向上に努め、処理区域外の地域については合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。また、過去に浸水被害実績があった箇所については、雨水管理総合計画に基づき、浸水被害軽減を図ります。

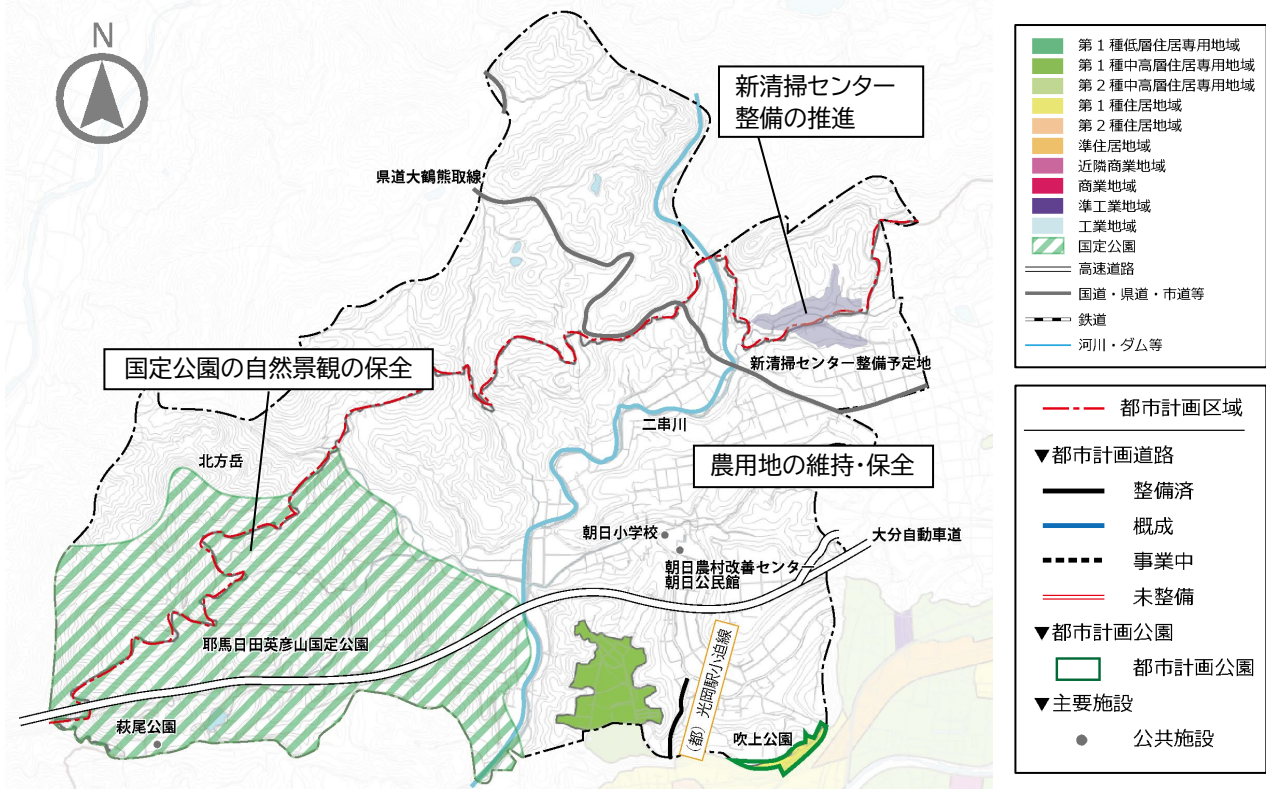
景観

- ◆ 耶馬日田英彦山国定公園や山林緑地等の自然景観の保全に努めます。
- ◆ 主要な幹線道路等の沿道における広告物等について、周辺との良好な景観形成に努めます。

防災

- ◆ 花月川や二串川等の氾濫に対する河川整備や災害危険箇所等の災害防止対策を推進します。
- ◆ 道路交通網の整備や情報通信基盤の活用を促進し、災害発生時の避難経路の確保や迅速な情報提供による二次災害の回避に努めます。

⑨ 朝日地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ コミュニティバス等の公共交通機関の機能維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園の適正な管理・保全による機能維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持・管理及び計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため、下水道の水洗化の向上に努め、処理区域外では合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫する恐れのある河川や水路等の計画的な改修を推進します。また、過去に浸水被害実績があった箇所については、雨水管理総合計画に基づき、浸水被害軽減を図ります。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持を図ります。
- ◆ 一般廃棄物処理施設(仮称:新清掃センター)の整備を推進します。

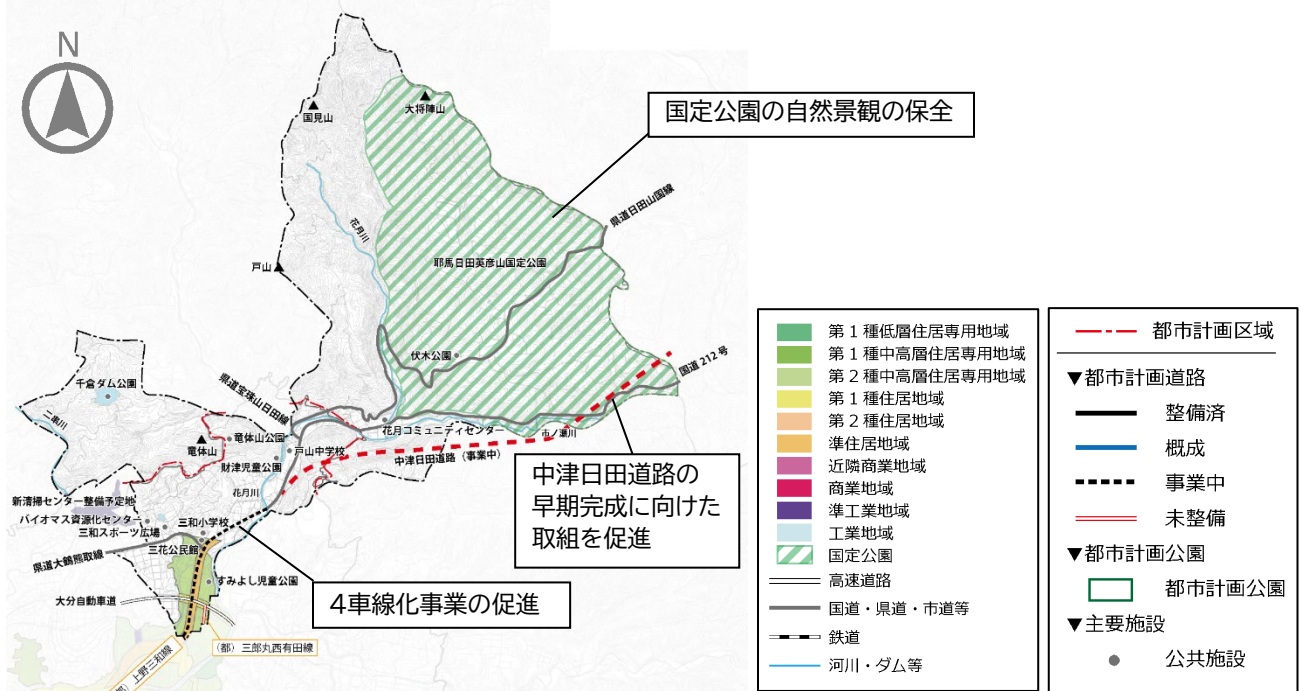
景 観

- ◆ 耶馬日田英彦山国定公園や盆地特有の山林緑地等の自然景観の保全を推進します。
- ◆ 基盤整備された農用地や集落地等と背景となる山なみが一体となった里山景観の保全に努めます。

防 災

- ◆ 二串川等の氾濫に対する河川整備の推進や災害危険箇所等の情報収集等による災害防止対策を推進します。
- ◆ 道路交通網の整備や情報通信基盤の活用を促進し、災害発生時の避難経路の確保や迅速な情報提供による集落孤立、二次災害の回避に努めます。

⑩ 三花地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 地域高規格道路「中津日田道路」の早期完成に向けた取組を促進します。
- ◆ 国道212号は、市道葛原線との交差点付近までを拡幅する4車線化事業を促進します。
- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園の適正な管理・保全による機能維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持・管理及び計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため、下水道の水洗化の向上に努め、処理区域外では合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫する恐れのある河川の改修を推進し、雨水幹線等の計画的な整備に努めます。また、過去に浸水被害実績があった箇所については、雨水管理総合計画に基づき、浸水被害軽減を図ります。

景観

- ◆ 耶馬日田英彦山国定公園や盆地特有の山林緑地等の自然景観の保全を推進します。
- ◆ 主要な幹線道路等の沿道における広告物等については、周辺との良好な景観形成に努めます。

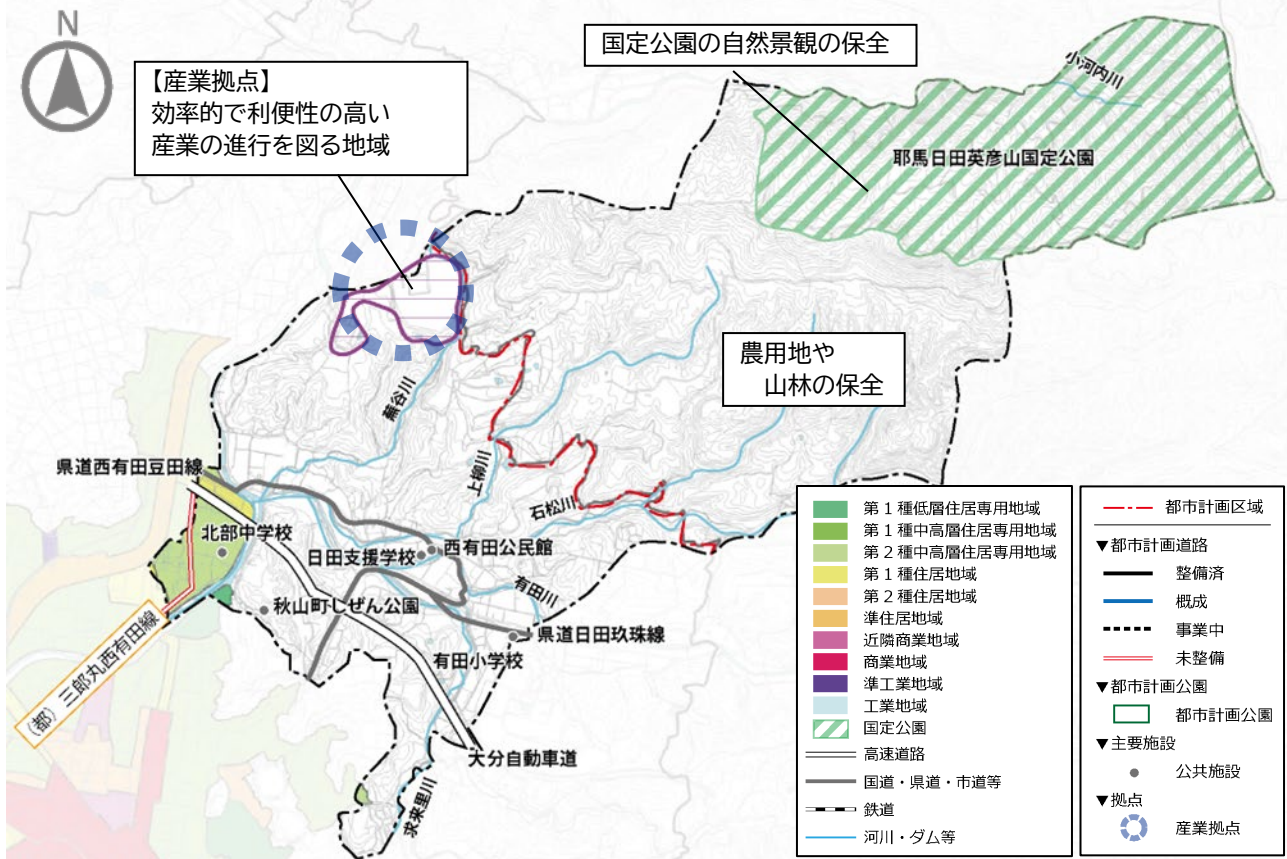
防災

- ◆ 花月川等の氾濫に対する河川整備の推進や災害危険箇所の災害防止対策を推進します。
- ◆ 道路交通網の整備や情報通信基盤の活用を促進し、災害発生時の避難経路確保や迅速な情報提供による集落孤立、二次災害の回避に努めます。

その他

- ◆ 文化資源となる史跡や良好な景観を有し、地域のシンボルとなるような建築物の適正な維持・保全を推進します。
- ◆ 中津日田道路の開通により、広域的な交通アクセスの向上が期待されることから、地域の優位性を生かした企業誘致を推進します。

⑪ 西有田地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ 乗合デマンドタクシー等の公共交通機関の機能維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園の適正な管理・保全による機能維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持・管理と計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため、下水道の水洗化向上に努め、処理区域外の地域については合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。また、過去に浸水被害実績があった箇所については、雨水管理総合計画に基づき、浸水被害軽減を図ります。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持を図ります。

景観

- ◆ 耶馬日田英彦山国立公園等、山林緑地等の自然環境の保全を推進します。

防災

- ◆ 花月川や有田川等の氾濫等に対する河川整備の推進や災害危険区域に関する情報収集による災害防止対策に努めます。
- ◆ 災害発生時の避難経路の確保や二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認を推進します。

⑫ 東有田地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境を保全するため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植林等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ 乗合デマンドタクシー等の公共交通機関の機能維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園の適正な管理・保全による機能維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道等の適切な維持・管理と計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫する恐れのある河川や水路等の計画的な改修を促進します。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持を図ります。

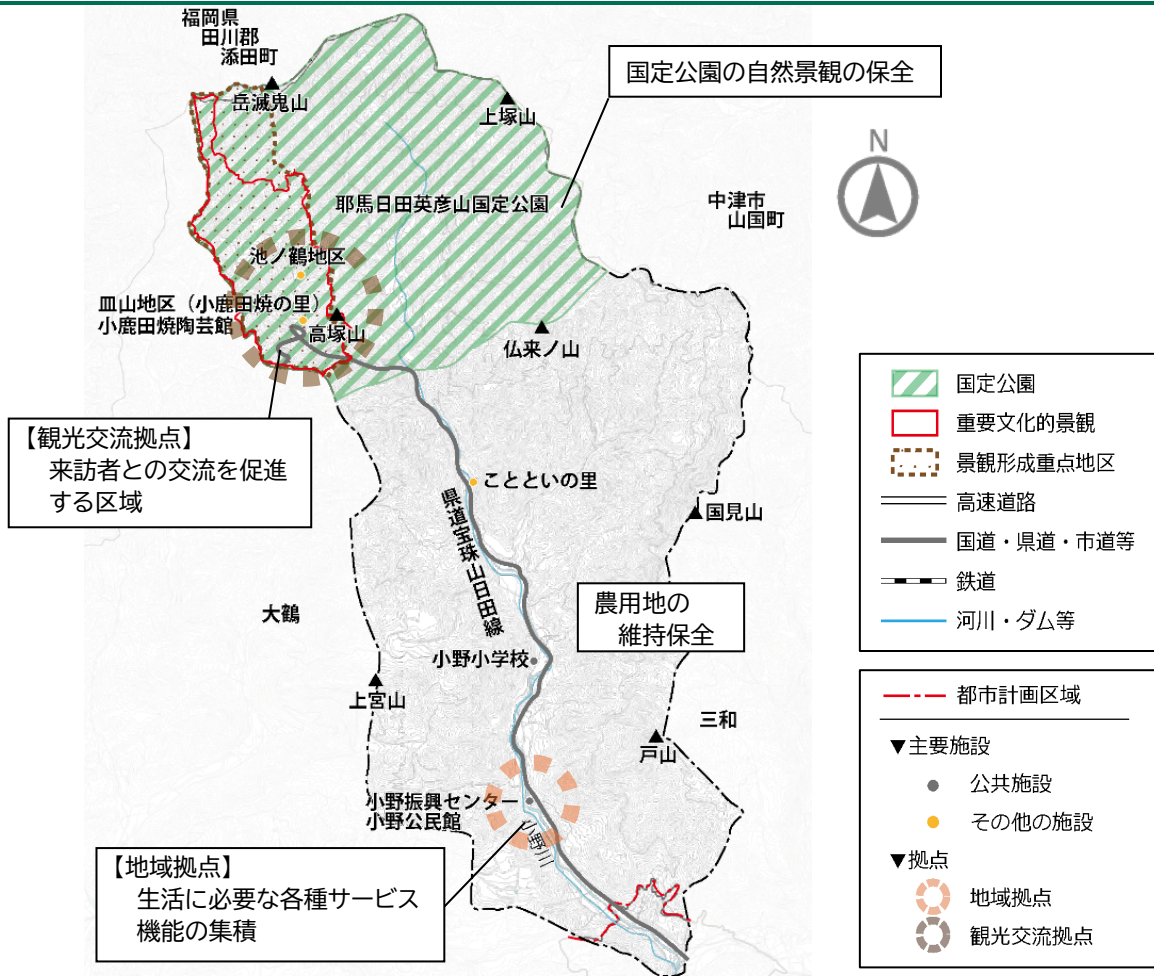
景 観

- ◆ 有田川周辺の農用地や集落地等と背景となる山なみが一体となった里山景観の保全に努めます。
- ◆ 耶馬日田英彦山国立公園や山林緑地等の自然景観の保全を推進します。

防 災

- ◆ 花月川や有田川等の氾濫に対する河川整備の推進や災害危険箇所等の情報収集等による災害防止対策を推進します。
- ◆ 道路交通網の整備や情報通信基盤の活用を促進し、災害発生時の避難経路の確保や迅速な情報提供による集落孤立、二次災害の回避に努めます。

⑬ 小野地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境保全を図るため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 持続可能なまちづくりに向けて、地域の実情を踏まえながら、社会基盤等を維持するため、適切な土地利用を推進します。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。

公園緑地

- ◆ 耶馬日田英彦山国定公園や盆地特有の山林緑地等の保全を推進します。

都市施設

- ◆ 上水道等の適切な維持・管理と計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川等の計画的な改修を推進します。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持を図ります。

景 観

- ◆ 小野川沿いに広がる農用地や集落地と背景の山なみが一体となった里山景観の保全に努めます。

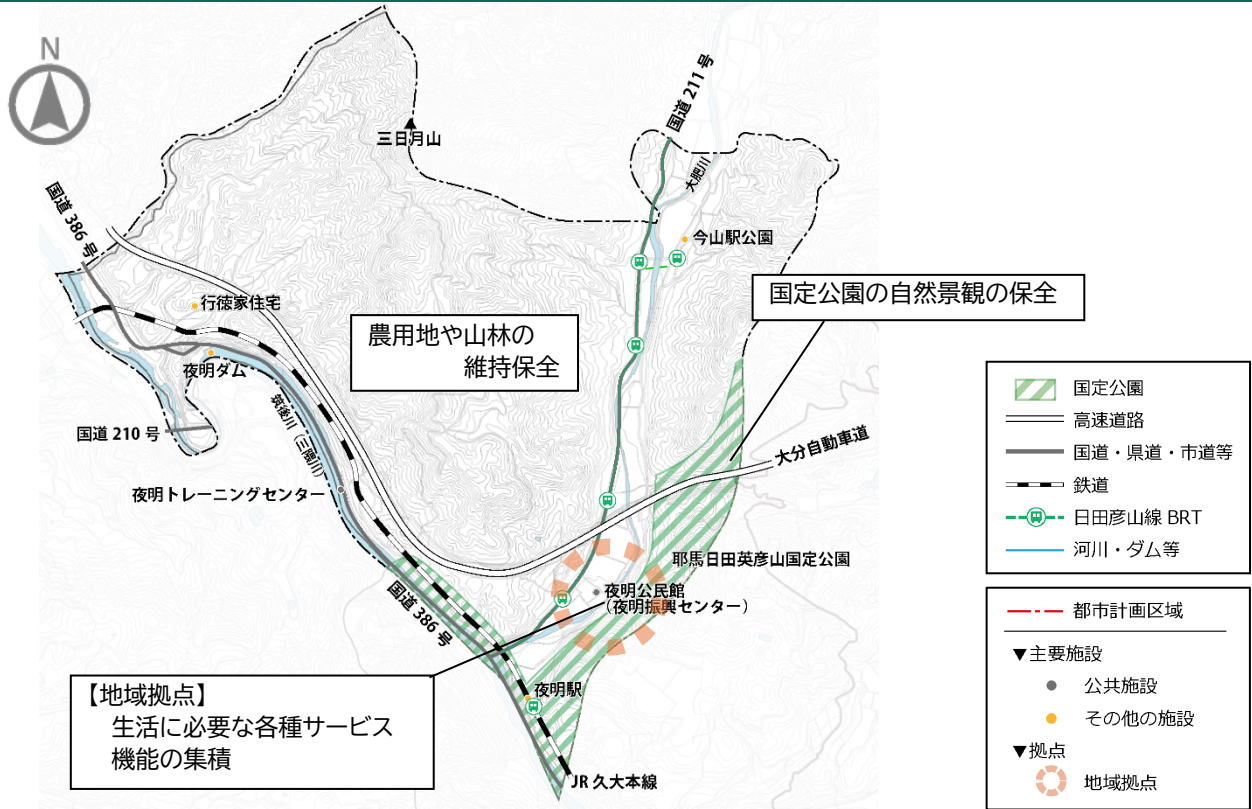
防 災

- ◆ 小野川等の氾濫に対する河川整備の推進や災害危険箇所等の情報収集等による災害防止対策を推進します。
- ◆ 道路交通網の整備や情報通信基盤の活用を促進し、災害発生時の避難経路の確保や迅速な情報提供による集落孤立、二次災害の回避に努めます。

そ の 他

- ◆ 既存施設を活かした地域交流の活性化を推進します。

⑮ 夜明地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境保全を図るため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ BRT 等の公共交通機関の機能の維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 耶馬日田英彦山国定公園や盆地特有の山林緑地等の保全を推進します。
- ◆ 既存公園の適正な管理・保全による機能の維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び農業集落排水の適切な維持・管理と計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境保護や水質の汚染防止等の観点から、農業集落排水の水洗化の向上に努め、農業集落排水の区域外では合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持を図ります。

景 観

- ◆ 大肥川に広がる農用地や集落と背景の山なみが一体となった里山景観の保全に努めます。

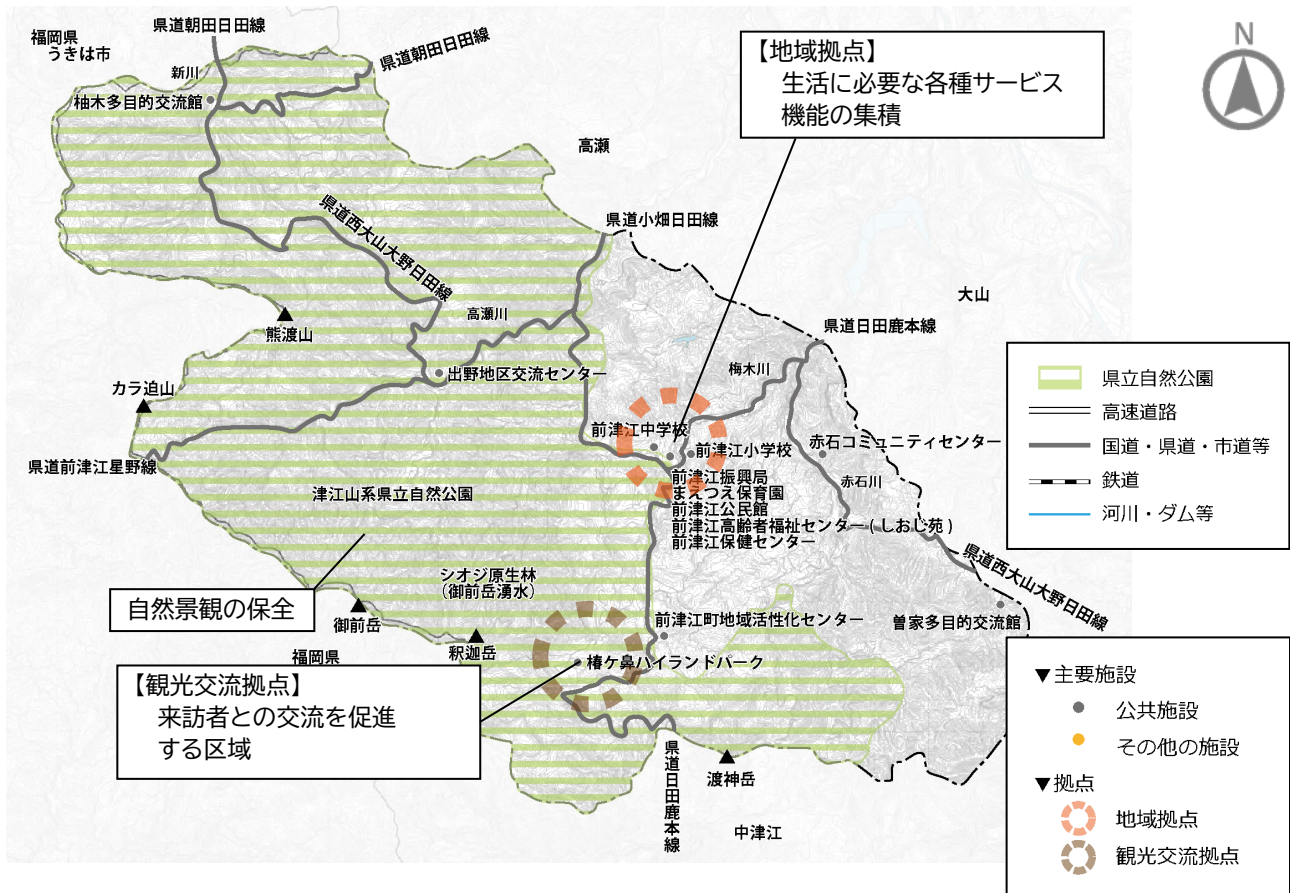
防 災

- ◆ 大肥川等の氾濫に対する治水環境整備の促進や災害危険箇所等の情報収集による災害防止対策を推進します。
- ◆ 道路交通網の整備や情報通信基盤の活用を促進し災害発生時の避難経路確保や迅速な情報提供による集落孤立、二次災害の回避に努めます。

そ の 他

- ◆ 河川周辺の管理・保全や河川水面の有効活用を推進します。

⑬ 前津江地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境保全を図るため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ 乗合デマンドタクシー等の公共交通機関の機能の維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 津江山系県立自然公園や山林緑地等の自然環境の保全を推進します。

都市施設

- ◆ 上水道等の適切な維持・管理と計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持を図ります。

景観

- ◆ 集落等と背景となる山なみが一体となった景観の保全を推進します。

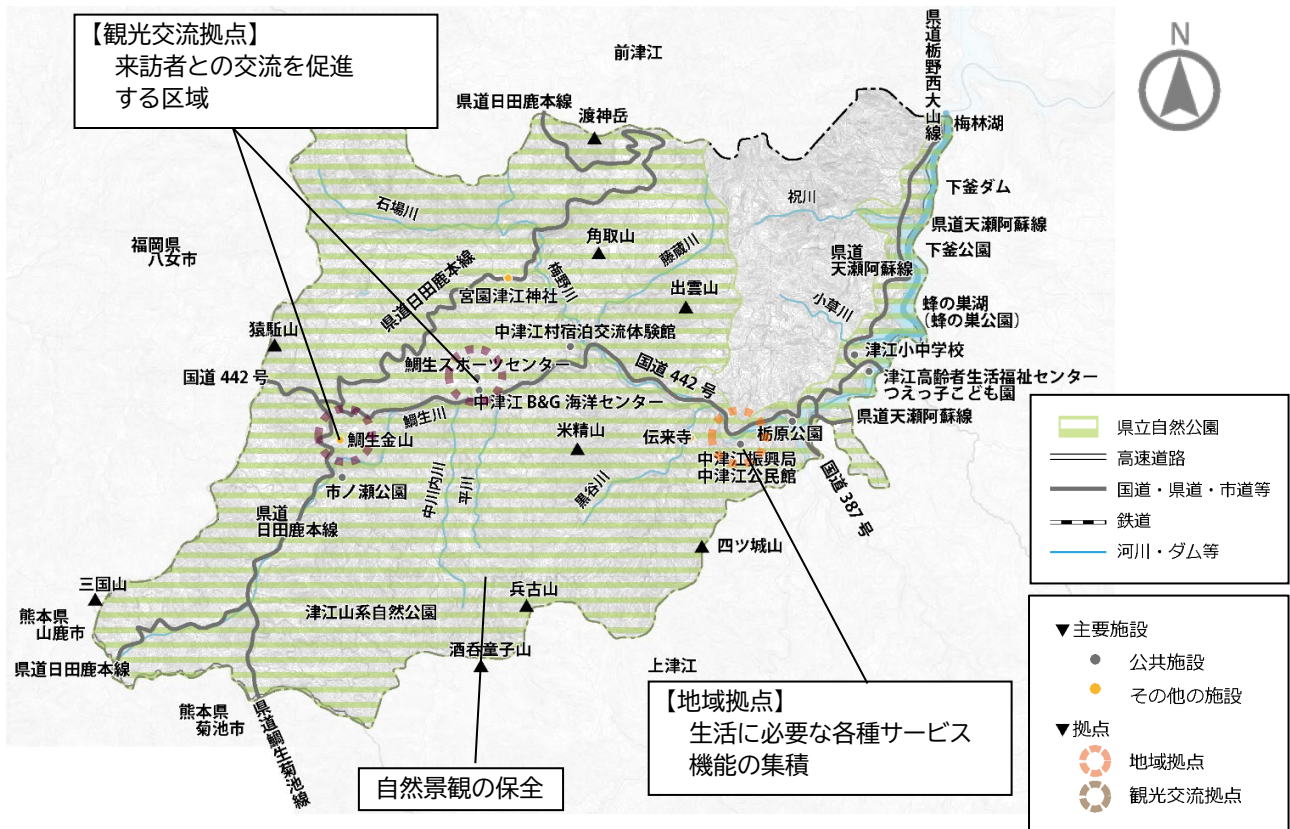
防災

- ◆ 水害や土砂災害等に対する整備の推進や災害危険区域に関する情報収集による災害防止対策に努めます。
- ◆ 災害発生時の避難経路確保や二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認を推進します。

その他

- ◆ 既存施設を活用した観光・交流の活性化を推進します。

⑰ 中津江地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境保全を図るため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ デマンドバス等の公共交通機関の機能の維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 既存公園の適正な管理・保全による機能の維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道等の維持管理と計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持を図ります。

景観

- ◆ 津江山系県立自然公園や山林緑地等の自然景観の保全を推進します。

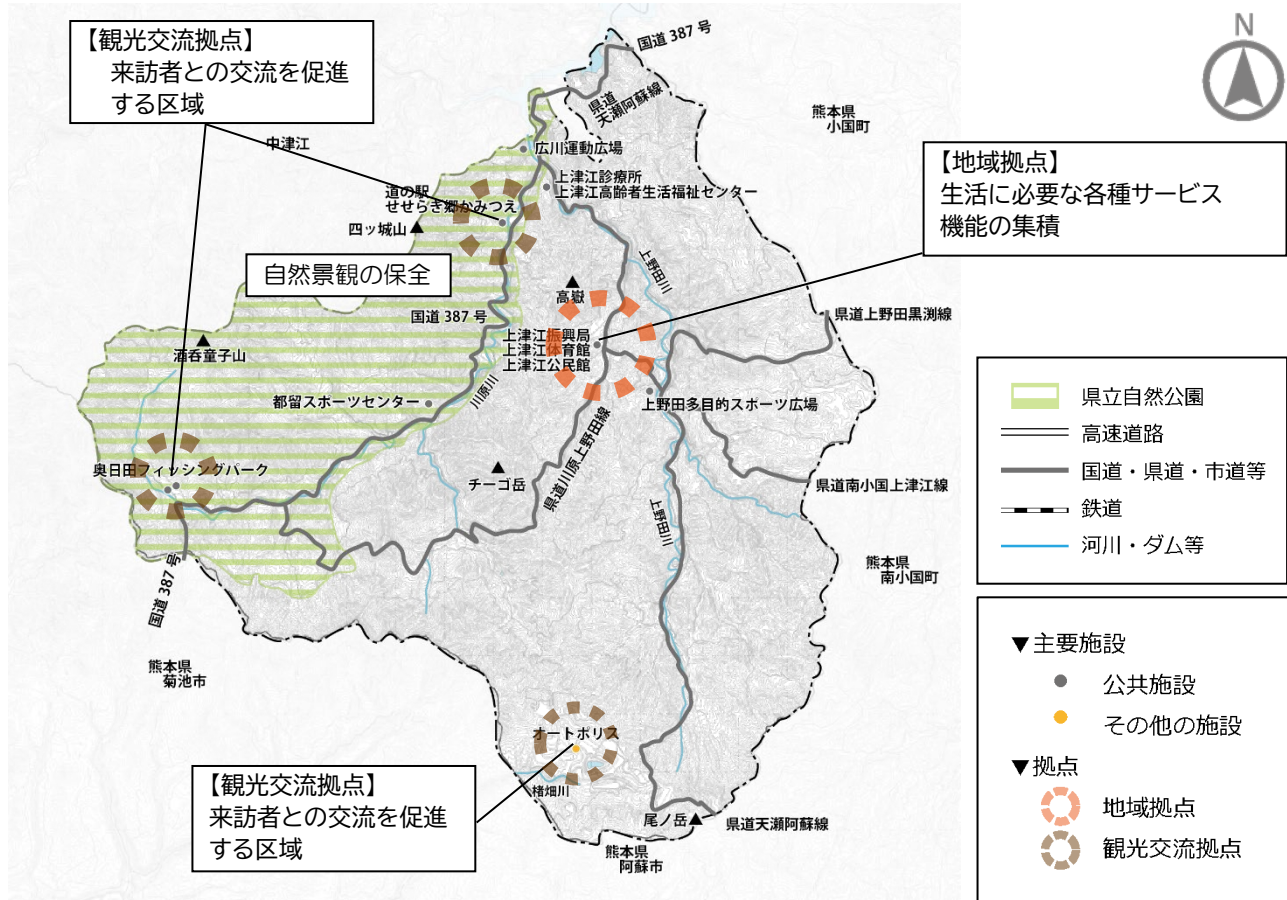
防災

- ◆ 水害や土砂災害等に対する整備の推進や災害危険区域に関する情報収集による災害防止対策に努めます。
- ◆ 災害発生時の避難経路確保や二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認を推進します。

その他

- ◆ 既存施設を活用した観光・交流の活性化を推進します。

⑱ 上津江地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境保全を図るため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ デマンドバス等の公共交通機関の機能の維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 津江山系県立自然公園や山林緑地等の自然環境の保全を推進します。
- ◆ 既存広場の適正な管理・保全による機能の維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道等の維持管理と計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 氾濫の恐れのある河川の計画的な改修を推進します。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持を図ります。

景 観

- ◆ 集落等と背景となる山なみが一体となった景観の保全を推進します。

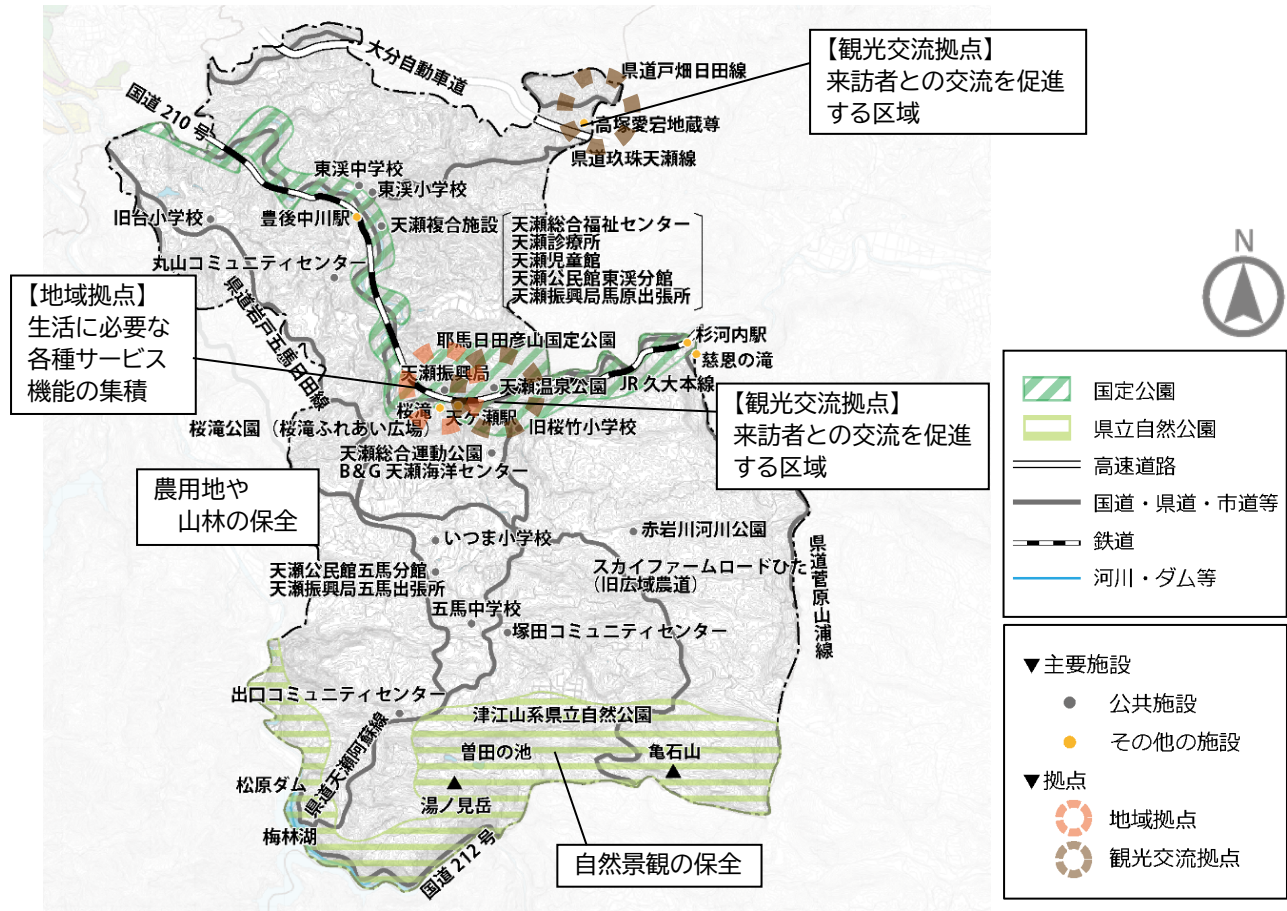
防 災

- ◆ 水害や土砂災害等に対する整備の推進や災害危険区域に関する情報収集による災害防止対策に努めます。
- ◆ 災害発生時の避難経路確保や二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認を推進します。

そ の 他

- ◆ 既存施設を活用した観光・交流の活性化を推進します。

⑳ 天瀬地区の方針図



土地利用

- ◆ 良好な環境保全を図るため、無秩序な土地開発の抑制に努めます。
- ◆ 山林の保全を図るため、適正な伐採や植樹等により、循環型の森林づくりを推進します。

交通体系

- ◆ 幹線道路等の管理・保全による機能の維持を推進し、利便性・安全性の向上に努めます。
- ◆ 乗合デマンドタクシー等の公共交通機関の機能の維持に努めます。

公園緑地

- ◆ 耶馬日田英彦山国定公園や津江山系県立自然公園の保全を推進します。
- ◆ 既存公園の適正な管理・保全による機能の維持に努めます。

都市施設

- ◆ 上水道及び下水道の適切な維持管理と計画的な更新に努めます。
- ◆ 自然環境や河川の水質保全及び汚染防止のため、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ◆ 地区内にある公共施設の機能維持を図ります。

景 観

- ◆ 特徴的な地形を有する断崖と滝など、自然景観の保全を推進します。

防 災

- ◆ 玖珠川等の氾濫に対する河川整備や災害危険箇所等の災害防止対策に努めます。
- ◆ 災害発生時の避難経路確保や二次災害の回避及び連絡体制や情報の周知、避難行動の再確認を推進します。

そ の 他

- ◆ 玖珠川改修により変化する天ヶ瀬温泉街における観光・交流の活性化を推進します。

日田市都市計画マスタープラン(概要版)

平成25年3月 策定

令和8年3月 改訂

編集/発行：日田市 土木建築部 都市整備課

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

TEL：0973-22-8217 FAX：0973-22-8247

メールアドレス：toshi@city.hita.lg.jp

日田市
都市計画マスタープラン

Hita City Planning Master Plan

概要版